

# 地方公共団体のための グリーン購入及び環境配慮契約の 取組事例集

(令和2年度グリーン購入及び環境配慮契約の取組拡大・深化のための実務支援事業)

令和3年3月  
環 境 省

# 目次

はじめに

1. 概要	4
1. 1. グリーン購入の一般的な実践フローと令和2年度の実務支援の事例	4
1. 2. 環境配慮契約の一般的な実践フローと令和2年度の実務支援の事例	5
1. 3. グリーン購入に関する令和2年度の地方公共団体への実務支援の事例	6
1. 4. 環境配慮契約に関する令和2年度の地方公共団体への実務支援の事例	7
2. 事例1－郡山市（福島県）	8
2. 1. 取組概要	8
2. 2. 実績把握・改善検討①－現状を把握する	9
（1）現在の調達体制・手順	9
（2）現在の調達品目・仕様	9
（3）現在の調達物品の確認方法	10
（4）現在の実績把握・公開方法	11
2. 3. 実績把握・改善検討②－方針を改定する	12
（1）調達体制・手順の見直し	12
（2）調達品目・仕様の見直し	12
（3）実績把握方法の見直し	13
2. 4. 関連資料	15
2. 5. 契約方針策定①－現状を把握する	17
（1）環境配慮契約（電力）の現状把握と対応	17
（2）環境配慮契約（電力）の位置付け	17
2. 6. 契約方針策定②－方針を策定する	18
（1）契約方針の策定	18
2. 7. 関連資料	19
3. 事例2－栃木市（栃木県）	20
3. 1. 取組概要	20
3. 2. 調達方針策定①－現状を把握する	21
（1）現在の対象品目	21
（2）現在の調達仕様	21
（3）現在の調達体制・手順	22
（4）現在の実績把握・公開方法	22
3. 3. 調達方針策定②－「基本方針」を改定する	23
（1）対象品目の拡大	23
（2）調達仕様の見直し	23
（3）調達体制・手順の検討	24
（4）実績把握・公開方法	25
3. 4. 調達方針策定③－職員向けグリーン購入研修資料の作成	25

3. 5. 関連資料.....	26
4. 事例3－川越市（埼玉県）.....	27
4. 1. 取組概要.....	27
4. 2. グリーン購入調達方針策定①－現状を把握する.....	28
(1) 現在の調達品目.....	28
(2) 現在の調達仕様.....	29
(3) 現在の調達体制・手順.....	29
(4) 現在の実績把握・公開方法.....	30
4. 3. グリーン購入調達方針策定②－「川越市グリーン購入基本方針」の策定.....	31
(1) 調達品目の見直し.....	31
(2) 調達仕様の見直し.....	32
(3) 調達体制の見直し.....	33
(4) 実績把握方法の見直し.....	33
4. 4. 関連資料.....	35
5. 事例4－光市（山口県）.....	37
5. 1. 取組概要.....	37
5. 2. 調達方針策定①－現状を把握する.....	38
(1) 現在の調達品目.....	38
(2) 現在の調達体制・手順.....	39
(3) 現在の実績把握・公開方法.....	40
(4) 現在の職員への周知.....	40
6. 事例5－古賀市（福岡県）.....	41
6. 1. 取組概要.....	41
6. 2. 実績把握・改善検討①－現状を把握する.....	42
(1) 現在の調達体制・手順.....	42
(2) 現在の調達品目・仕様.....	43
(3) 現在の調達物品の確認方法.....	44
(4) 現在の実績把握・公開方法.....	44
6. 3. 実績把握・改善検討②－指針を改定する.....	45
(1) 調達体制・手順の見直し.....	45
(2) 調達品目・仕様の見直し.....	46
(3) 実績把握方法の見直し.....	47
6. 4. 関連資料.....	48

## はじめに

地球温暖化問題や廃棄物問題等、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠です。物品及び役務に伴う環境負荷についても低減していくことが急務であり、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした製品やサービス（環境物品等）への需要の転換を促進していかなければなりません。

そのためには、環境物品等の供給を促進する供給面の取組だけでなく、環境物品等の優先的な調達による需要面の取組も必要です。環境物品等の優先的な調達は、環境物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、更なる環境物品等の調達を促進する（グリーン化）という継続的な波及効果を市場にもたらします。また、環境物品等の率先調達は、調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、供給側の企業に環境物品等の提供を促し、経済・社会全体をグリーン化する可能性を持っています。

このような背景から、国及び独立行政法人等の各機関では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）に基づき、率先的にグリーン購入及び環境配慮契約を行っており、市場に一定の効果をもたらしています。

グリーン購入法及び環境配慮契約法においては、地方公共団体等もグリーン購入及び環境配慮契約の取組に努めることとされており、国及び独立行政法人等の機関とともにグリーン購入及び環境配慮契約を行うことで、市場のグリーン化を更に推進することが期待されます。

一方、環境省で実施した地方公共団体を対象としたアンケート結果によると、地方公共団体においてグリーン購入及び環境配慮契約に取り組もうとする場合、人員や参考情報の不足を課題と感じられていることが多い状況です。

そのため、環境省では、平成 26 年度からグリーン購入法及び環境配慮契約法に関する知識または経験を有する者を希望される地方公共団体へ派遣し、グリーン購入及び環境配慮契約の取組の実務支援事業を行っています。令和 2 年度は当該事業を全国 5 か所の地方公共団体で実施しました。いずれの地方公共団体における取組もグリーン購入及び環境配慮契約の導入や拡大の足掛かりとなると考えており、本事例集は、他の地方公共団体がグリーン購入及び環境配慮契約に取り組む際のきっかけとなるよう、令和 2 年度において当該事業を活用いただいた地方公共団体における取組事例を取りまとめました。当該地方公共団体の皆様には、事例集の作成に御協力いただき感謝申し上げます。

地方公共団体の皆様におかれましては、本事例集を御参考にいただき、今後もグリーン購入及び環境配慮契約の取組を推進していただければ幸いです。

# 1. 概要

## 1. 1. グリーン購入の一般的な実践フローと令和2年度の実務支援の事例

グリーン購入の取組は、「調達方針策定」「実施」「実績把握・改善検討」の段階に分類されます(表1)。

本事例集では、「調達方針策定」段階の取組事例として、調達基準に環境ラベル等を活用しグリーン購入方針を見直した郡山市及び古賀市(事例1、事例5)の事例、グリーン購入法に沿って調達方針を策定した栃木市の事例(事例2)、グリーン購入基本方針の策定と独自の判断基準を設定した川越市の事例(事例3)、グリーン購入の実態をふまえて調達方針の策定を検討した光市の事例(事例4)を掲載しています。

また、「実施」段階の取組事例として、職員のグリーン購入の意識を高める手法を検討した光市の事例(事例4)、「実績把握・改善検討」段階の取組事例として、職員の負担を軽減するよう調達実績の集計方法を見直した郡山市及び古賀市(事例1、事例5)の事例を掲載しています。

表1 組織的なグリーン購入実践フローと令和2年度の実務支援の事例の対照表

取組段階・内容	課題(例)	解決策(例)	令和2年度の実務支援の事例
<b>調達方針策定</b> 	現状を把握する方法がわからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品等の調達部署を確認し、調達方法や実績等を確認する</li> <li>簡易な集計の仕組みを構築し、作業の効率化を図る</li> </ul>	【事例1】 郡山市
	調達方針の作成方法がわからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に調達方針を策定している地方公共団体が作成した調達方針を参考にする</li> </ul>	【事例2】 栃木市
	どの品目を対象とすればよいかわからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に調達方針を策定している地方公共団体の調達方針を参考に、品目ごとの判断の基準を作成する</li> </ul>	【事例3】 川越市
	どのようなメンバーで作成すればよいかわからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に調達方針を策定している地方公共団体がどのような体制で作成したかを参考にする</li> </ul>	【事例4】 光市
	調達の手順がわからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン購入の全体のフローと注意点等を記載した手順書等を作成する</li> </ul>	【事例5】 古賀市
<b>実施</b> 	調達しようとする個別製品の仕様や価格等の情報がわからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>品目ごとの製品リストを作成する</li> <li>製品ごとの認定制度を活用する</li> </ul>	【事例4】 光市
	個別製品が判断の基準を満たしているかどうかわからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断の基準を具体的に解説した手引きを作成する</li> </ul>	
	関連部署以外での調達が進まない	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織横断的な推進体制を構築する</li> <li>関連部署以外の調達担当者に研修を行う</li> <li>購入部署を一元化する</li> <li>調達方針以外の計画等にもグリーン購入の取組を位置付ける</li> <li>標準様式や仕様書を定める</li> </ul>	
<b>実績把握・改善検討</b> 	どのように実績を把握すればよいかわからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に集計の仕組みを構築している地方公共団体の事例を参考にする</li> </ul>	【事例1】 郡山市
	グリーン購入の効果の確認方法がわからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に効果の確認の仕組みを構築している地方公共団体の事例を参考にする</li> </ul>	【事例5】 古賀市

## 1. 2. 環境配慮契約の一般的な実践フローと令和2年度の実務支援の事例

環境配慮契約の取組は、「契約方針策定」「実施」「実績把握・改善検討」の段階に分類されます(表2)。

本事例集では、「契約方針策定段階」の取組事例として、電力契約に係る環境配慮契約方針を策定した郡山市の事例(事例1)を掲載しています。

表2 環境配慮契約の実践フローと令和2年度の実務支援の事例の対照表

	取組段階・内容	課題(例)	解決策(例)	令和2年度の実務支援の事例
契約方針策定		現状を把握するための人的余裕がない	・既に環境配慮契約を実施している地方公共団体から、把握すべき情報や取組の手順等の聞き取りを行う	【事例1】 郡山市
	対象案件(入札案件)がない	・関係部署(特に調達・契約部署)からの情報収集を行う		
	何の契約の種類に取組めばよいかわからない	・既に環境配慮契約を実施している地方公共団体に、導入時の経過や契機、効果、体制、契約事務等の聞き取りを行う		
	環境配慮契約に取り組んだ際の効果がわからない	・既に環境配慮契約を実施している地方公共団体の事務マニュアルを参考にする		
	どのような体制が必要かわからない			
	環境配慮契約の導入に関係部署の協力が得られない			
	具体的な契約事務がわからない			
実施		契約の手順がわからない	・環境配慮契約の全体のフローと注意点を記載した手順書等を作成する	-
	環境評価項目や裾切り基準設定がわからない	・国や既に環境配慮契約を実施している地方公共団体の環境評価項目や裾切り基準、審査体制等を参考にする		
	入札手続きに必要な審査体制等がわからない			
	要件を満たす事業者の情報が十分でない	・既に環境配慮契約を実施している地方公共団体に情報収集の方法等の聞き取りを行う		
	環境配慮契約に関する意識が低い	・研修や啓発活動を行う		
実績把握・改善検討		環境配慮契約の効果の確認方法がわからない	・既に効果の確認の仕組みを構築している地方公共団体の事例を参考にする	-

### 1. 3. グリーン購入に関する令和2年度の地方公共団体への実務支援の事例

本事例集に掲載されている事例の概要は以下のとおりです。

取組段階・内容		取組事例	頁
調達方針策定	<p>現状を把握 ↓ 調達方針を策定</p> <p>調達品目を決定 ↓ 実施体制を構築 ↓ 調達の手法を 具体化 ↓ 調達方針を策定</p>	<p><b>【事例1】 郡山市(福島県)</b></p> <p>これまでのグリーン購入の取組実態をふまえ、調達基準に環境ラベル等を活用し、グリーン購入方針を見直した事例です。</p> <p>■グリーン購入調達方針の改定 ・判断基準の見直し</p>	8
		<p><b>【事例2】 栃木市(栃木県)</b></p> <p>グリーン購入法の基本方針に定められている特定調達品目及びその判断の基準に沿ってグリーン購入に取り組む事例です。調達する物品・サービスがグリーン購入法に適合しているかどうかの判断しやすいよう、他団体の取り組み事例を参考に判断基準を環境ラベル等でわかりやすく表記しました。</p> <p>■グリーン購入調達方針の策定</p>	20
		<p><b>【事例3】 川越市(埼玉県)</b></p> <p>グリーン購入を組織的に実践するために基本方針を策定するとともに、調達の機会が多い品目をグリーン購入重点調達品目に位置付け、独自の判断基準を設定した事例です。</p> <p>■グリーン購入基本方針の策定 ■グリーン購入ガイドラインの策定</p>	27
		<p><b>【事例4】 光市(山口県)</b></p> <p>これまでの実質的なグリーン購入の取組をふまえ、調達方針の策定を検討した事例です。</p> <p>■グリーン購入調達方針の策定に向けた検討 ・現在の物品購入や購入手順・各課の役割を把握</p>	37
		<p><b>【事例5】 古賀市(福岡県)</b></p> <p>これまでのグリーン購入の取組実態をふまえ、調達基準に環境ラベル等を活用し、グリーン購入方針を見直した事例です。</p> <p>■グリーン購入調達方針の改定 ・対象品目と判断基準の見直し</p>	41
実施	<p>グリーン購入を実施 商品情報を収集 グリーン購入に関する意識を高める</p>	<p><b>【事例4】 光市(山口県)</b></p> <p>職員のグリーン購入の意識を高めるための手法を検討し、実施した事例です。</p> <p>■グリーン購入調達方針の策定に向けた検討 ・職員のグリーン購入の意識を高めるための手法を検討</p>	37

取組段階・内容		取組事例		頁
実績把握・改善検討	取組実績を把握 ↓ 活動を見直す	既存の取組の見直し	【事例1】 郡山市(福島県)	8
			調達実績を集計するための職員の負担を軽減するために、調達実績の集計方法を見直した事例です。  ■グリーン購入調達方針の改定 ・ 調達実績の集計書式の見直し	
			【事例5】 古賀市(福岡県)	41
			職員の負担軽減のために、調達実績を集計する書式を見直したり、グリーン購入の取組を開示するためにホームページを作成し、職員へのグリーン購入の周知を図ったりした事例です。  ■グリーン購入調達方針の改定 ・ 調達実績の集計様式の見直し	

#### 1. 4. 環境配慮契約に関する令和2年度の地方公共団体への実務支援の事例

本事例集に掲載されている事例の概要は以下のとおりです。

取組段階・内容		取組事例		頁
契約方針策定	現状を把握 ↓ 契約方針を策定  契約の種類を決定 ↓ 実施体制を構築 ↓ 入札手続きの整理 ↓ 契約方針を作成	環境配慮契約の導入検討	【事例1】 郡山市(福島県)	8
			「第五次環境にやさしい郡山市率先行動計画」に位置付けられている地球温暖化対策を推進するため、電力の契約について各契約状況を整理し、契約体制の見直しを図り、環境配慮契約方針を策定しました。  ■電力の調達に関する環境配慮方針の策定	



## 2. 事例1－郡山市（福島県）

### 2. 1. 取組概要

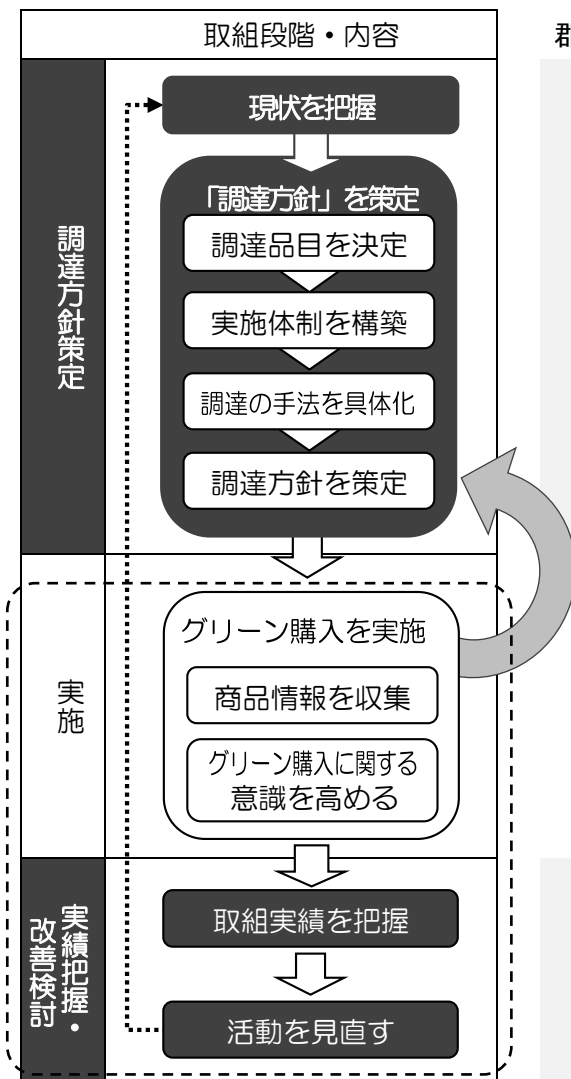
#### 【郡山市の取組のポイント】

これまでのグリーン購入の取組実態をふまえ、調達基準に環境ラベル等を活用し、グリーン購入方針を見直した事例です。また、調達実績を集計するための職員の負担を軽減するために、調達実績の集計方法を見直した事例です。

#### ■グリーン購入調達方針の改定

- ・判断基準の見直し
- ・調達実績の集計書式の見直し

#### <グリーン購入の事例>



郡山市の取組は「実施把握、改善検討」に該当します。

活動を見直した結果と現況調査

- ・現在の調達体制の把握
- ・現在の対象品目と調達基準の把握
- ・見直し結果を反映した運用体制の構築

調達方針の改定

グリーン購入の実施段階、実績把握段階を想定して、調達方針を改定します。

取組実績の把握

調達品目、基準の見直し

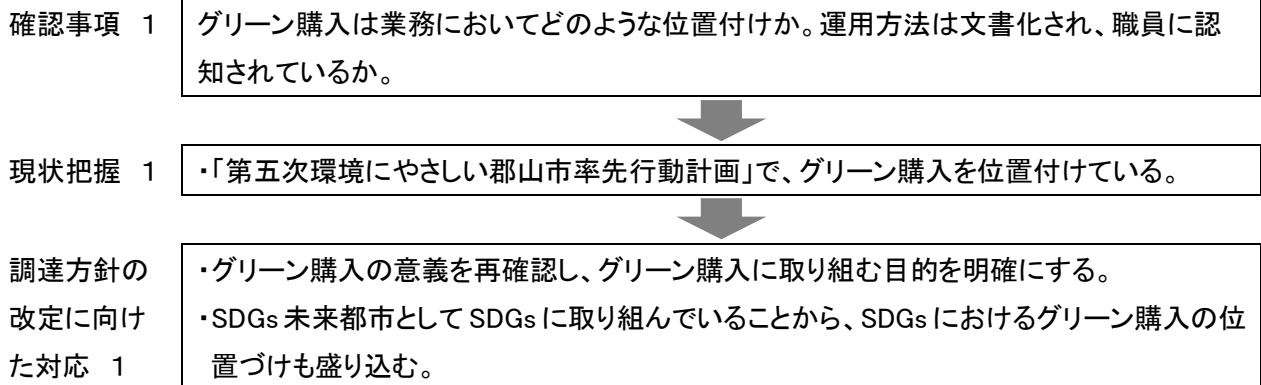
## 2. 2. 実績把握・改善検討①—現状を把握する

郡山市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めることを目的として、平成10年に「環境にやさしい郡山市率先行動計画」を策定し、平成14年にグリーン購入の推進を含む計画とするための改定を行い、グリーン購入を進めてきた。

グリーン購入法の特典調達品目とその判断の基準を参考に、グリーン購入調達方針を策定し、17分野で組織的に取り組んできたが、市独自の品目とグリーン購入法の特典調達品目との区別がつきにくくなっていることや、約数百の所属における購入実績の把握が実質的に困難になっていることが課題となっていました。

以上のことから、郡山市では、現状の物品調達の仕組みをふまえつつ、グリーン購入法の判断の基準や環境ラベル等を活用し、職員にわかりやすい調達方針に改定しました。また、多くの部署の職員が調達実績を集計する負担を軽減するために、調達実績の書式と手法の見直しを行いました。

### (1) 現在の調達体制・手順

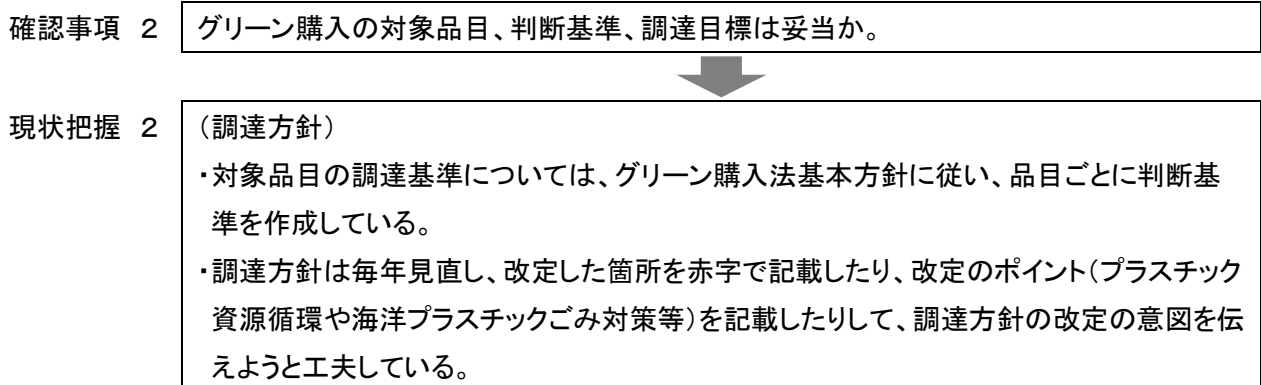


#### 【現在の調達体制・手順を把握する目的】

既存の仕組みを活用したグリーン購入の運用方法の検討時に、既存の計画や文書にグリーン購入の取組が位置付けられているかを確認します。

組織として環境配慮型製品・サービスを購入するという認識を高め、既存の仕組みを活用し、実状に沿った実効性の高いグリーン購入の運用体制を検討します。

### (2) 現在の調達品目・仕様



(次ページへ続く)

現状把握 2

・調達方針では、グリーン購入法特定調達品目のうち、18分野(紙類、文具類、オフィス家具等、OA機器等、携帯電話、家電製品、温水器等、照明、自動車、消火器、制服等、インテリア・寝装、作業手袋、その他繊維製品、設備、災害備蓄用品、公共工事、役務)を対象としており、大半の品目で調達目標を100%に設定している。

※コピー機やプリンタ、パソコン等はOA機器に含まれている。

(実際の物品購入)

・10分野(コピー用紙、トイレットペーパー、筆記具、パソコン、自動車、コピー機、プリンタ、蛍光灯、消火器、広報紙(広報))で、環境ラベルや環境表示の付いた商品を購入している。

(運用上の課題)

グリーン購入法基本方針の判断の基準が難解であるため、職員の理解の向上が課題と考えている。



調達方針の改定に向けた対応 2

・過去の購入実績や今後の購入の可能性を勘案し、品目の見直しを図る。  
・他の地方公共団体の調達方針例や環境省の「グリーン購入の調達者の手引き」を参考に、判断基準をわかりやすく整理する。

(解説)

地方公共団体が国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に倣い、特定調達品目や判断の基準を独自のグリーン購入方針に転用している場合、品目の多さや基準の細かさに対応しきれず、方針が形骸化することがあります。グリーン購入の意義を再確認した上で対象品目を絞ったり達成目標を下げたりするなど実状に見合う目標を立て、達成できるようになったら対象品目の拡大や達成率の向上を目指し、段階的にグリーン購入の推進を図る方法もあります。

(3) 現在の調達物品の確認方法

確認事項 3

調達する物品・サービスがグリーン購入法に適合しているかどうかの判断は、どのように行っているか。



現状把握 3

・個別購入の物品については、カタログでグリーン購入法に適合しているか否かを確認することが多い。カタログに掲載されていない分野の物品はインターネットで検索したり、業者に照会したりしている。



調達方針の改定に向けた対応 3

・判断基準の表記を簡潔にし、グリーン購入の適否の参考となる環境ラベルを整理する。  
・製品分野ごとに判断基準と参考となるラベルを一覧できる資料を作成する。

(次ページへ続く)

調達方針の  
改定に向け  
た対応 3

(解説)  
エコマークをはじめ、特定の環境ラベルが付いている製品はグリーン購入法に適合していることを理解していると、グリーン購入法の適否の判断が容易になります。物品購入の際に環境ラベルの確認を促すことは、環境配慮の意識向上にもつながります。

**【現在の調達品目・仕様を把握する目的】**

効率的なグリーン購入の運用のための対象品目と判断基準を設定するときに、この情報を活用します。

購入時と実績把握時に、対象品目に該当するかどうか判断しやすいグリーン購入対象分野・品目と判断の基準を設定します。

**(4) 現在の実績把握・公開方法**

確認事項 4 実績把握はどのような方法で行っているか。結果を公表し、改善に役立っているか。

現状把握 4 ・平成 29 年度までは年に1回、全所属に照会をかけ、回答結果を Excel で集計していた。  
・各所属は、前年度の伝票を探るところから始まり、グリーン購入かどうかを照会があつてから判断していたケースもあり、集計作業による事務負担削減のため、「第五次環境にやさしい郡山市率先行動計画」から公表しなくなった。

調達方針の  
改定に向け  
た対応 4 ・実績把握方法の見直し、簡素化による作業負担の軽減を図る。  
・調達基準を満たした製品を調達できなかった理由を把握する書式に見直す。

(解説)

グリーン購入達成率が低い品目については、その理由を明らかにし、対策を講じることが重要です。表計算ソフトを使用して実績を集計することが一般的ですが、年間契約する契約物品を環境配慮型製品に揃えることで、集計負荷の軽減を図ることもできます。各課でのグリーン購入実績が 90%以上を超え、グリーン購入が徹底できていると判断できる場合は、グリーン購入できなかった場合のみ報告する方法もあります。既に導入している財務会計システムを改修することは簡単ではありませんが、グリーン購入の適否を記入するための項目の追加や摘要欄の追加・活用を検討することも重要です。

**【現在の実績把握・公開方法を把握する目的】**

組織内にグリーン購入の効果をわかりやすく周知する方法を検討するときに、この情報を活用します。

グリーン購入によってどのような環境負荷低減効果があるのかを伝え、組織内の職員がグリーン購入の効果を認識することができる方法を検討します。

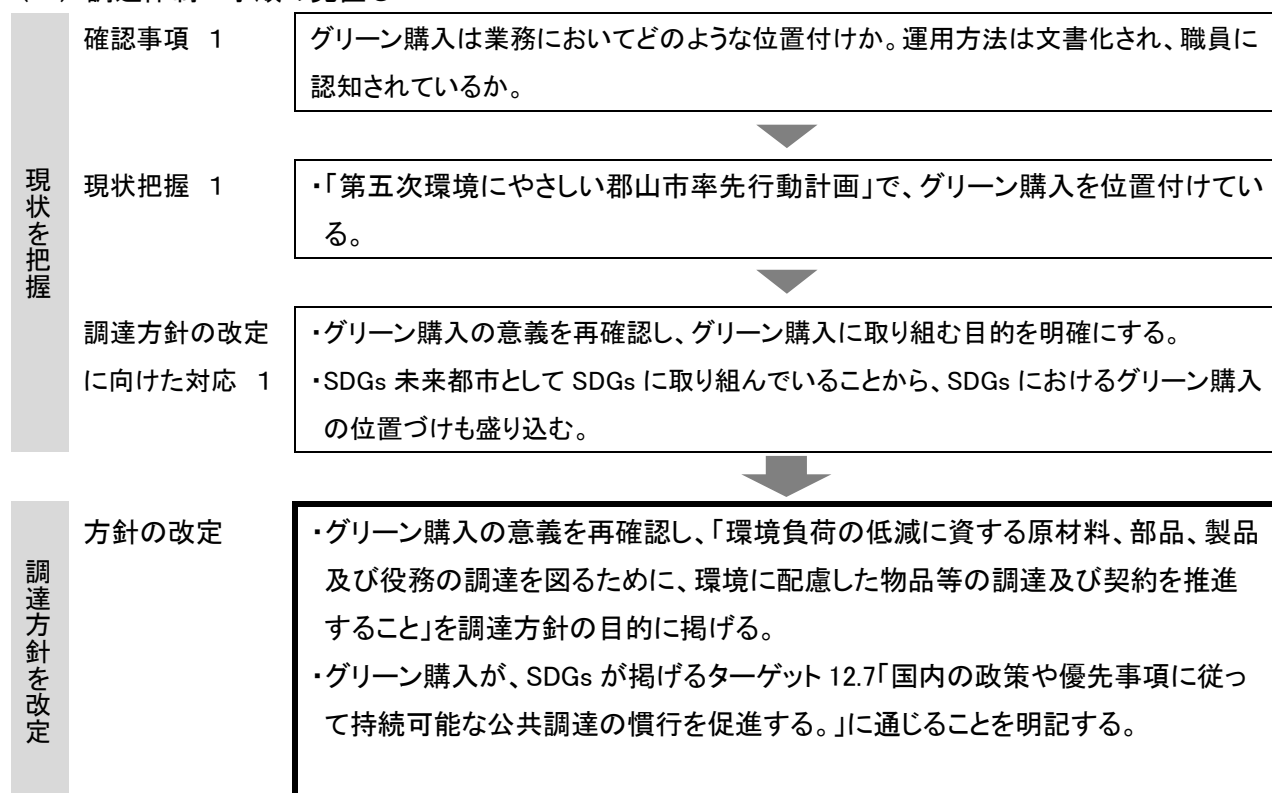
## 2. 3. 実績把握・改善検討②—方針を改定する

郡山市は、調達品目と判断基準については国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に倣った調達方針を定めていますが、判断の基準が難解で、市独自の品目とグリーン購入法の特定調達品目との区別がつきにくいことから、分かりやすい調達方針や運用方法とする必要がありました。

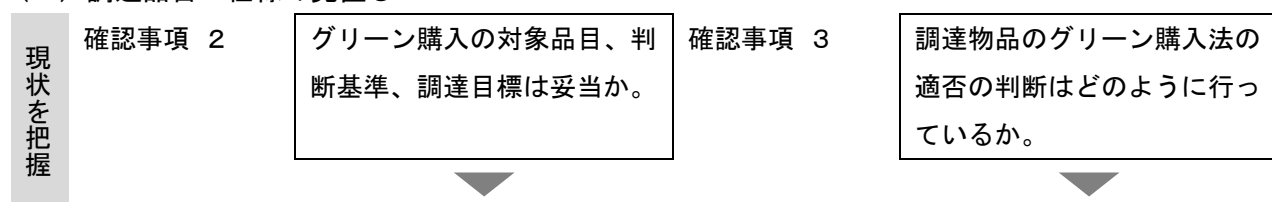
グリーン購入方針を策定する際には、方針の周知、実績把握の範囲、結果の利用方法について事前に考慮する必要がありますが、方針の改定や運用方法の見直しを図る際にも同様の検討を行うことが重要です。

SDGs 未来都市である郡山市では、調達方針の見直しにあたり、グリーン購入の意義と SDGs におけるグリーン購入の位置付けを明確にしました。また、環境ラベル等を活用し、対象品目ごとの調達基準を分かりやすく整理し直しました。また、調達実績の集計は、調達基準を満たした製品を調達できなかった理由を把握する書式に見直しました。

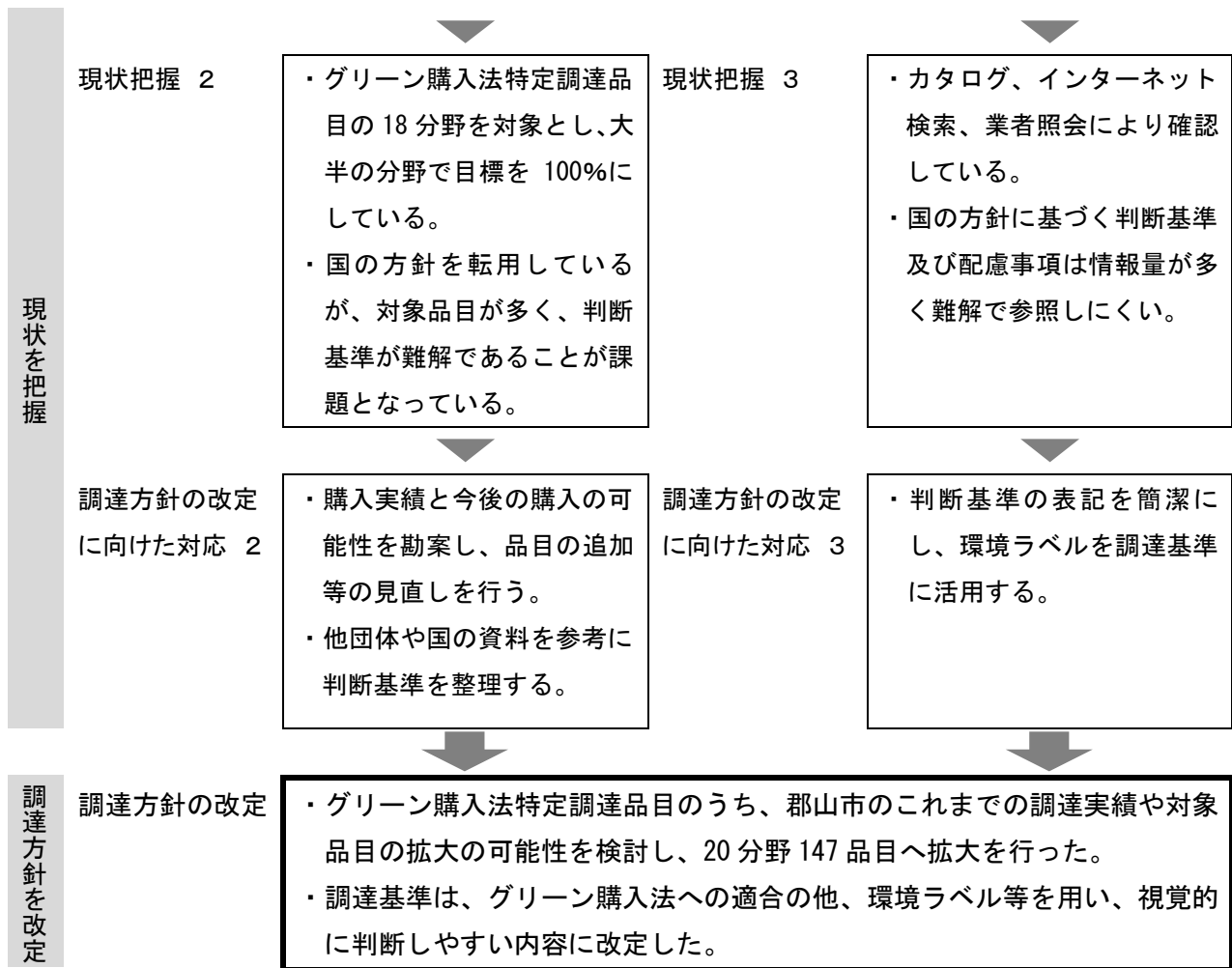
### (1) 調達体制・手順の見直し



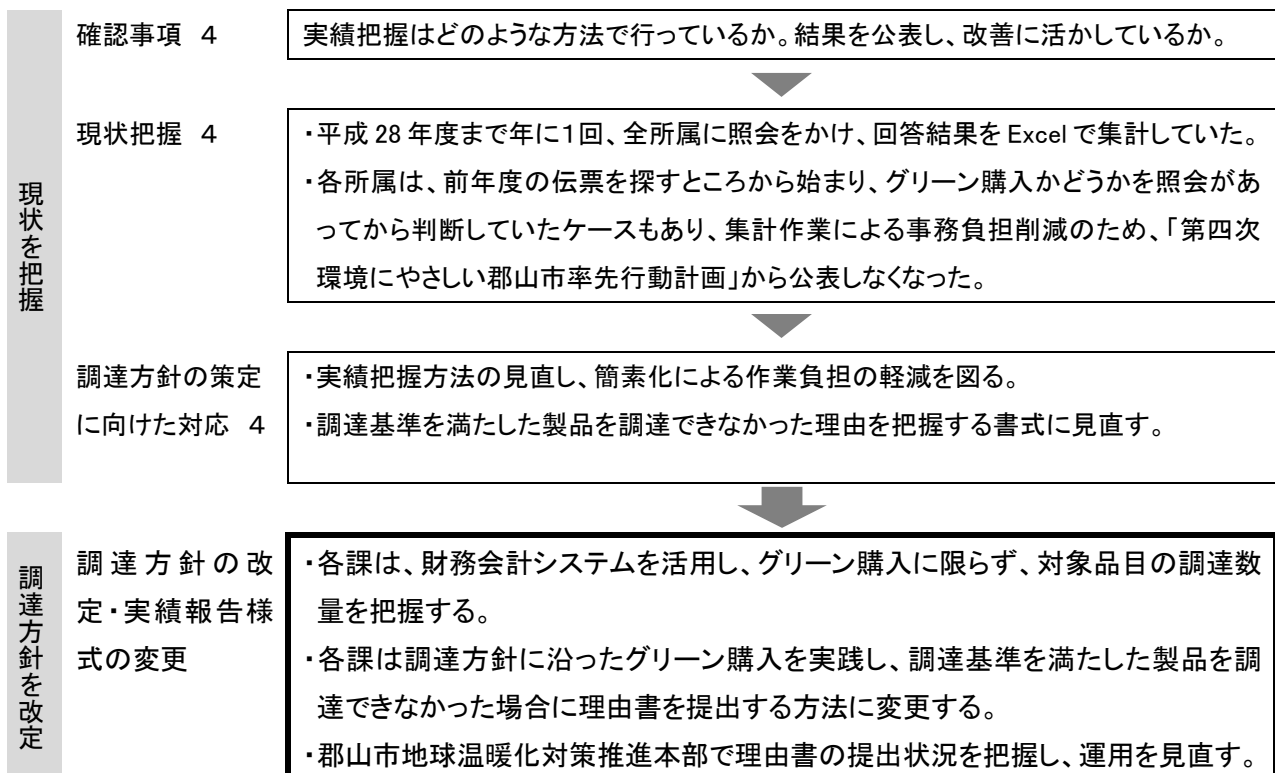
### (2) 調達品目・仕様の見直し



(次ページへ続く)



### (3) 実績把握方法の見直し



---

**【参照した情報】**

---

- ・グリーン購入の調達者の手引き（令和2年2月版）
- ・横浜市グリーン購入推進方針
- ・金沢市グリーン購入方針
- ・山形県環境物品等調達基本方針
- ・秩父市グリーン購入ガイドライン
- ・内子町グリーン購入ガイドライン
- ・函館市グリーン購入ガイドライン

## 2. 4. 関連資料

### 郡山市環境物品等の調達方針

#### 1 目的

本方針は、郡山市環境物品等の調達推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を図るため、環境に配慮した物品等の調達（以下「グリーン購入」という。）及び契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進することを目的とする。

#### 2 適用範囲

市が直接行うすべての事務事業を対象とし、外部へ管理を委託しているものは含まないものとする。

#### 3 基本的な考え方

物品等の調達及び契約にあたっては、次に掲げる事項に留意し、判断基準のみならず、配慮事項、その他複合的、客観的な観点から判断し、製品の選択を行う。なお、事前に調達の必要性を十分に検討し、調達する物品の量は必要最小限とすること。

- (1) グリーン購入対象物品等の調達の目標は、グリーン購入対象物品等のすべてについて、原則としてグリーン購入法適合商品等を調達するものとする。ただし、グリーン購入法適合商品等がない場合及びグリーン購入法適合商品等の調達が困難な場合はこの限りではない。この場合においては、「グリーン購入を実施できない理由書（様式1）」（以下「理由書」という。）に当該年度分の理由等をまとめ、事務局へ提出すること。
- (2) 環境への負荷の状況については、材料となる資源の採取から、製造、流通、使用、廃棄、リサイクルなど物品のライフサイクル全般を考慮すること。

- (3) 調達方針で定めた物品等以外の物品等の調達についても、その必要性と適正量を十分検討した上で、環境負荷が相対的に小さい物品等の調達に努めること。
- (4) コストと環境負荷低減のバランスを考慮して、できる限り広範囲な分野で温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の実施に努めること。

#### 4 調達に係る対象品目及び判断基準等

グリーン購入の対象品目、判断基準等及び調達目標は、分野ごとに表で定め、必要に応じて内容の見直しを行う。

#### 5 環境配慮契約の種類

環境配慮契約の種類、評価基準等を別に定め、必要に応じて見直しを行う。

#### 6 実績の把握及び公表等

物品等の調達及び契約実績は、郡山市地球温暖化対策推進本部の事務局が取りまとめを行い、市のウェブサイト等で公表する。

#### 7 情報の活用と提供

環境物品等の選択にあたっては、商品カタログの「グリーン購入法適合」表示ほか、環境ラベルやインターネット（グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」等）などを活用するとともに、市民や事業者に対しても、グリーン購入に関する適切な情報の提供と普及に努める。

（中略）

### 1 紙類

#### 【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して調達してください。古紙パルプ配合の用紙を調達できない場合は、森林認証紙等の環境に配慮した用紙を優先して調達してください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

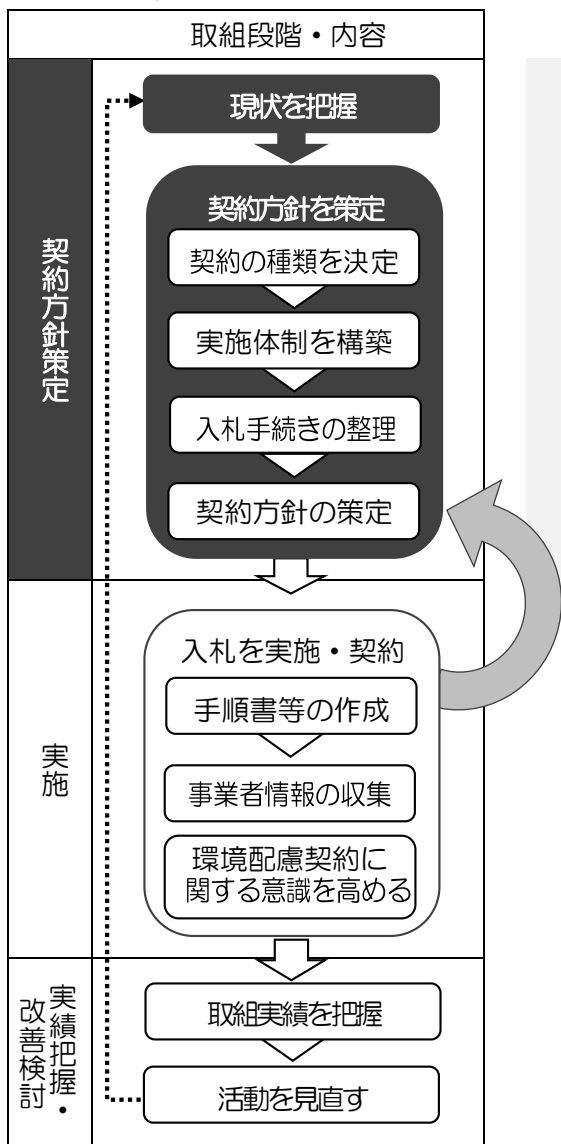
#### 【2】グリーン購入の判断の基準

対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
1	コピー用紙	<p>■①～③のいずれかを満たすもの。</p> <p>①グリーン購入法適合品 （マークや表示があるもの。）</p> 	100%
2	印刷用紙	<p>②エコマーク製品</p> 	100%



<環境配慮契約の事例>



郡山市の取組は「契約方針策定」に該当します。

既存の契約の種類、仕様、体制、手順を調査



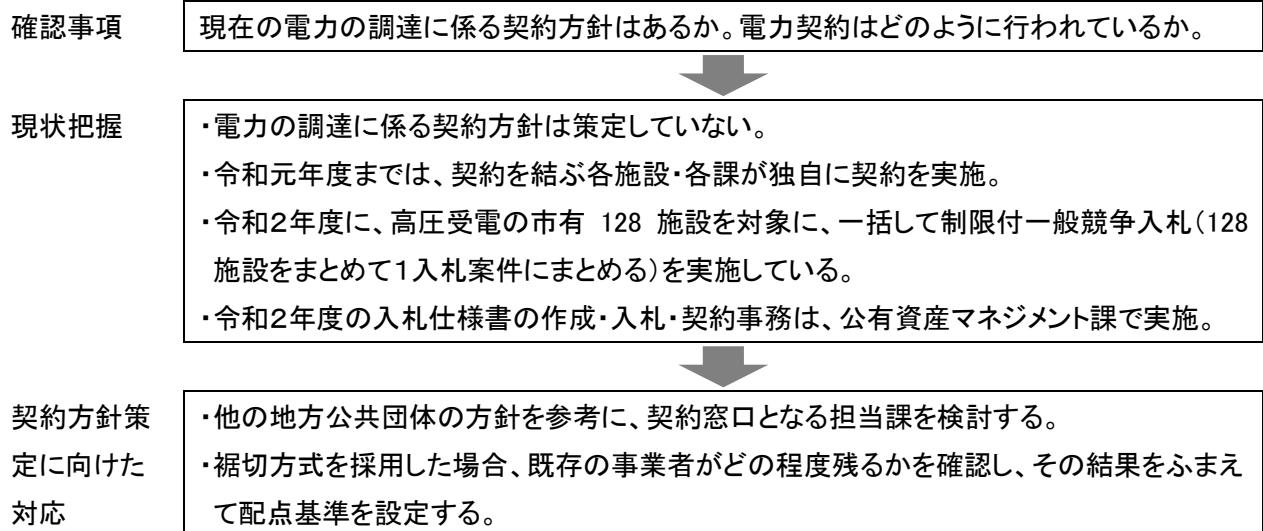
調達方針への統合の検討

## 2. 5. 契約方針策定①ー現状を把握する

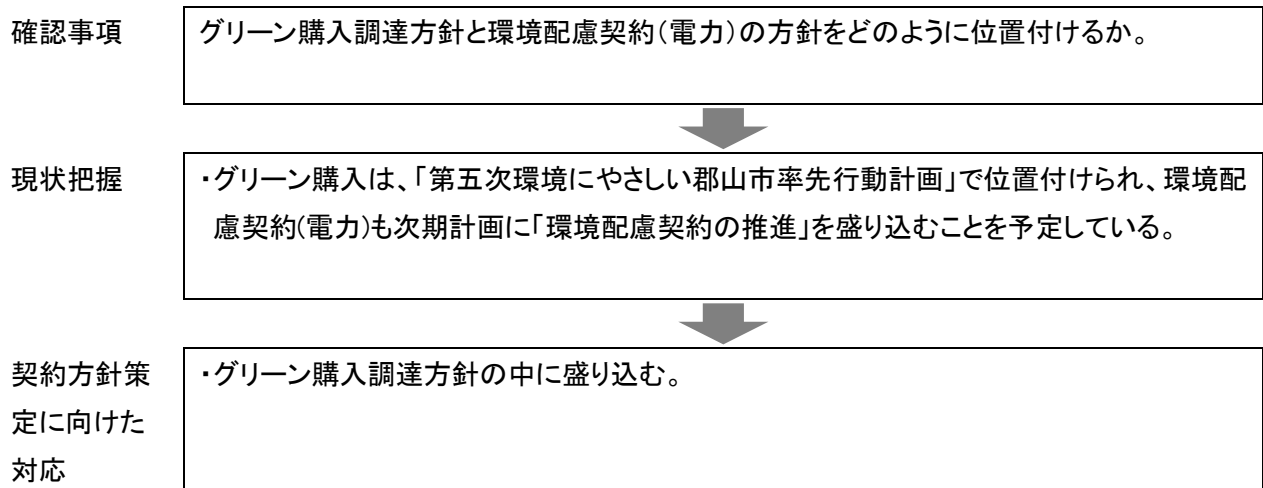
郡山市は、「第五次環境にやさしい郡山市率先行動計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいます。市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量は、減少傾向にあります。国の地球温暖化対策計画の目標達成のためには、さらなる削減が必要となっています。そのため、次期計画に「環境配慮契約の推進」を盛り込むとともに、その契約方針を策定し、気候変動対策を実践していく必要がありました。

電力の契約は、300以上に及ぶ施設が各々契約していることもあり、各契約状況を整理するとともに、契約体制の見直しを図り、環境配慮契約方針の策定を行いました。

### (1) 環境配慮契約（電力）の現状把握と対応



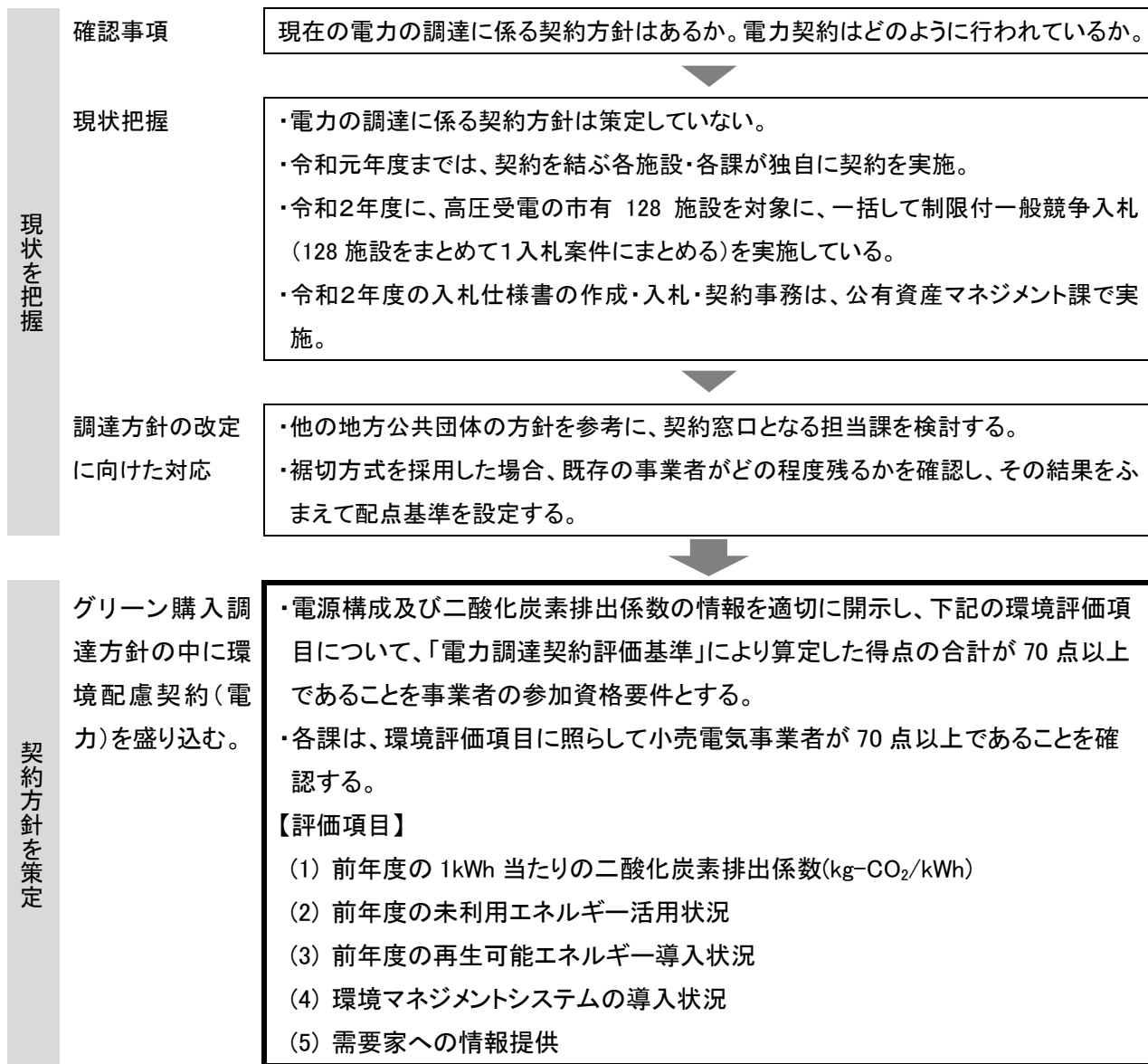
### (2) 環境配慮契約（電力）の位置付け



## 2. 6. 契約方針策定②一方針を策定する

郡山市では、各電力契約の状況や令和2年度の入札の経験をふまえ、「グリーン購入調達方針」の中に盛り込んだ契約方針を作成しました。

### (1) 契約方針の策定



#### 【参照した情報】

- ・松戸市グリーン購入等に係る基本方針
- ・川崎市グリーン購入推進方針
- ・長野県グリーン購入推進方針
- ・春日部市環境配慮契約方針

## 2. 7. 関連資料

郡山市環境物品等の調達方針（環境配慮契約部分を抜粋）

### 環境配慮契約の種類

#### 1. 電気の供給

##### 【1】契約のポイント

電気の供給を受ける契約に当たっては、原則、競争入札により環境配慮電力入札評価基準を満たす電気事業者と契約してください。ただし、街路灯や防犯灯などの定額契約等においては、対象外とします。

##### 【2】環境配慮電力入札評価基準

電気の供給を受ける契約における入札参加資格は、次の各号のいずれにも該当する者とします。

市が行う電気の供給を受ける契約の入札に参加しようとする電気事業者に対して、評価基準に基づき算定した評価点を郡山市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目報告書(第1号様式)に関係書類を添えて、提出させるようにしてください。提出があったときは、報告書の内容に基づき、入札参加資格の有無を確認し、郡山市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目評価結果通知書(第2号様式)により、当該電気事業者に通知してください。

##### (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示を経済産業省「電力の小売営業に関する指針」

(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したも

のとみなします。

(2) 別表に示す環境配慮電力入札評価基準により算定した評価点の合計が70点以上を満たす電気事業者とします。ただし、公募時点で前年度の数値が公表されていない場合は、別表中の「前年度」を「前々年度」と読み替えるものとします。

別表 郡山市環境配慮電力入札評価基準

項目	区分	配点
前年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(kg-CO <sub>2</sub> /kWh) (調整後排出係数)	0.400未満	65
	0.400以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.500未満	55
	0.500以上	50
前年度の未利用エネルギー活用状況	1.35%以上	20
	0%を超え 1.35%未満	10
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギー導入状況	3.00%以上	20
	1.50%以上 3.00%未満	15
	0%を超え 1.50%未満	10
	活用していない	0
環境マネジメントシステムの導入状況	導入している	10
	一部で導入している	5
	導入していない	0
需要家への情報提供	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

### 3. 事例2－栃木市（栃木県）

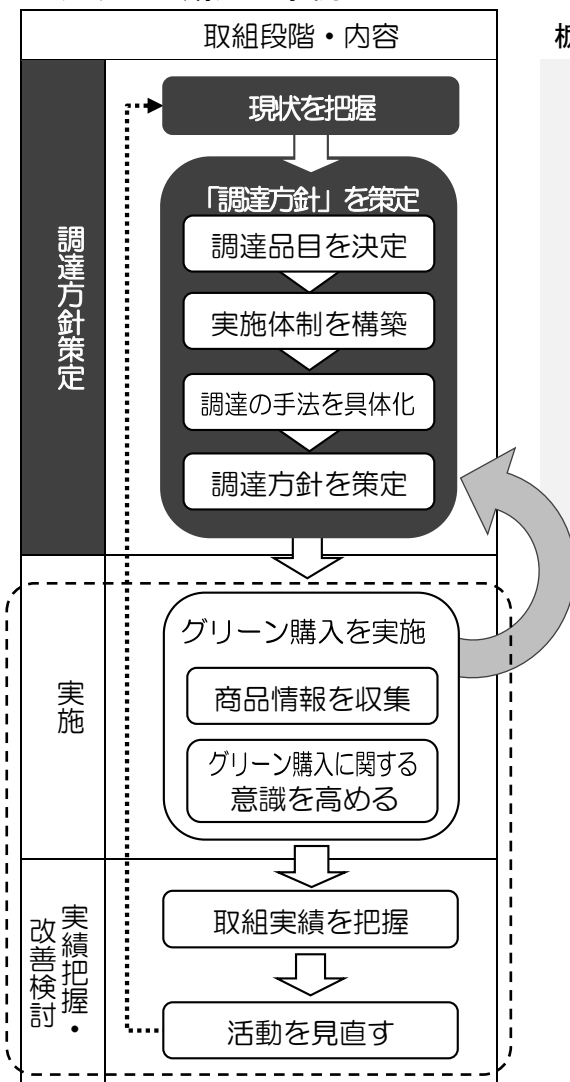
#### 3. 1. 取組概要

##### 【栃木市の取組のポイント】

グリーン購入法の基本方針に定められている特定調達品目及びその判断の基準に沿ってグリーン購入に取り組む事例です。調達する物品・サービスがグリーン購入法に適合しているかどうかの判断しやすいよう、他団体の取り組み事例を参考に判断基準を環境ラベル等でわかりやすく表記しました。

##### ■グリーン購入調達方針の策定

#### <グリーン購入の事例>



栃木市の取組は「調達方針策定」に該当します。

既存の調達品目、仕様、体制、手順を調査



- ・対象品目の特定
- ・調達基準の設定
- ・運用体制の構築
- ・運用手順の設定



調達方針の策定

グリーン購入の実施段階、実績把握段階を想定して、調達方針を作成します。

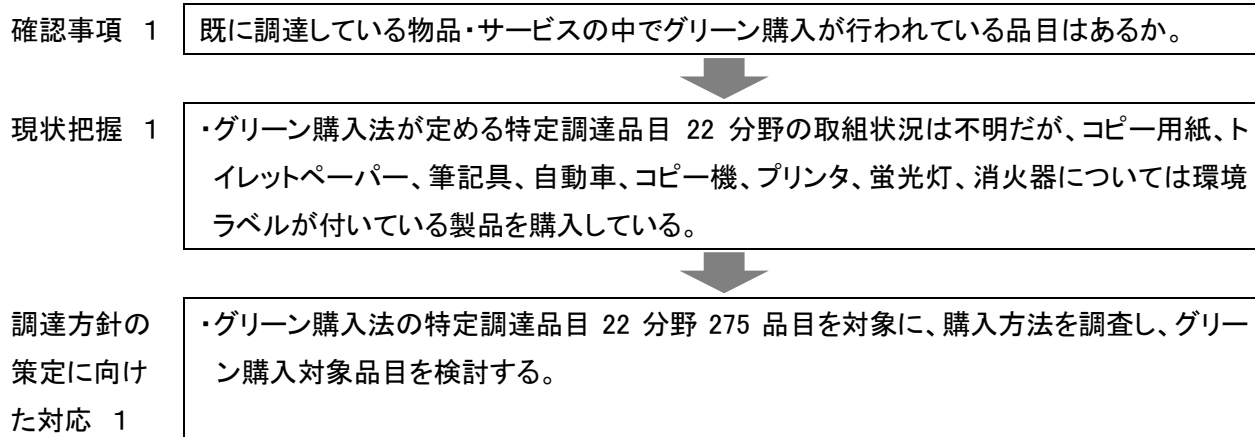
### 3. 2. 調達方針策定①ー現状を把握する

栃木市は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地方公共団体実行計画「栃木市役所エコオフィス推進実行計画」で「環境物品等の調達推進」の項目を設け、5つの環境ラベル（エコマークや再生紙使用マークなど）を中心に、環境配慮物品等の調達に取り組んできました。

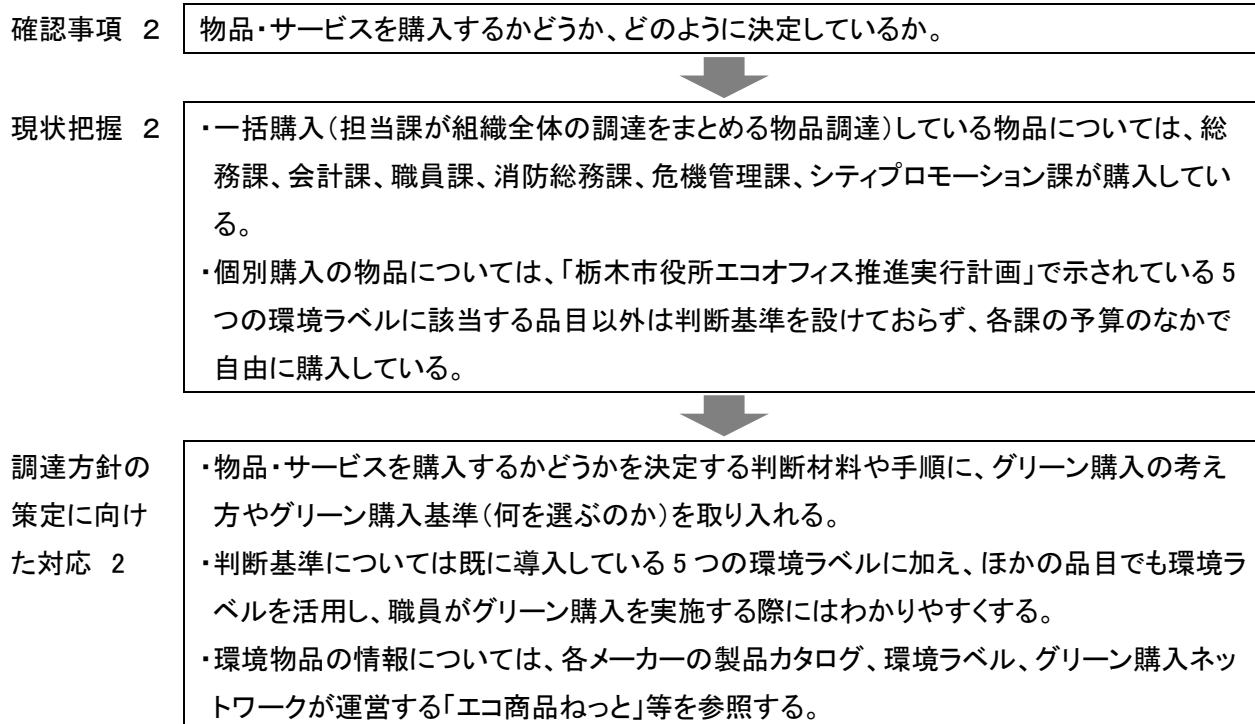
しかし、グリーン購入を実施している分野がコピー用紙、文具類の一部品目に限られていることや、包括的な方針やガイドラインの策定ができていないため、組織的な取り組みの展開に課題がありました。

そこで、調達方針の策定にあたり、グリーン購入の位置付けや品目ごとの調達基準と調達担当課、調達方法や調達実績の把握の有無等の実態を把握することから取り組みました。

#### (1) 現在の対象品目



#### (2) 現在の調達仕様



(3) 現在の調達体制・手順

確認事項 3 誰が物品・サービスを購入しているのか。

現状把握 3

- ・環境課 ⇒ 方針の策定・改定、職員への周知、調達実績のとりまとめ、
- ・管財課 ⇒ 単価契約消耗品の入札・契約事務
- ・会計課 ⇒ 消耗品システムにある消耗品の払い出し、各課で購入した物品の支払い
- ・契約検査課 ⇒ 入札を要する工事・物品の入札、印刷物の見積合わせ、
- ・各課 ⇒ 入札(見積合わせ)仕様書の作成、所管事業の契約事務、入札を経ない物品購入、自課の調達実績の集計・報告、役務の入札・契約事務

・一括購入、個別購入の対象物品と担当課について確認した。

■一括購入にあてはまる物品と担当部署

総務課:コピー用紙、コピー機(いずれも本庁舎共有のみ)

会計課:文具類(消耗品システム内に該当する品目のみ)

管財課:単価契約物品(コピー用紙、トイレトペーパー、ゴミ袋)

職員課、消防総務課:制服・作業服

危機管理課:災害備蓄用品

シティプロモーション:印刷(広報誌)

■個別購入にあてはまる物品

コピー用紙、ティッシュペーパー、文具類、オフィス家具、画像機器等、パソコン、オフィス機器、携帯電話、家電製品、エアコン、温水機器等、自動車、消火器、インテリア・寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品、公共工事、役務

調達方針の策定に向けた対応 3

- ・一括購入を行っている物品・サービスについては、判断基準を仕様書に盛り込む。
- ・各課が自由に購入している物品・サービスについては、グリーン購入に該当するか判断する方法を調達方針に明記することを検討する。

(4) 現在の実績把握・公開方法

確認事項 4 調達実績はどのように把握しているか。現状はどうか。

現状把握 4

- ・一括購入を実施している品目の調達量は把握することが可能だが、現状、グリーン購入の実績としては集計、把握を行っていない。

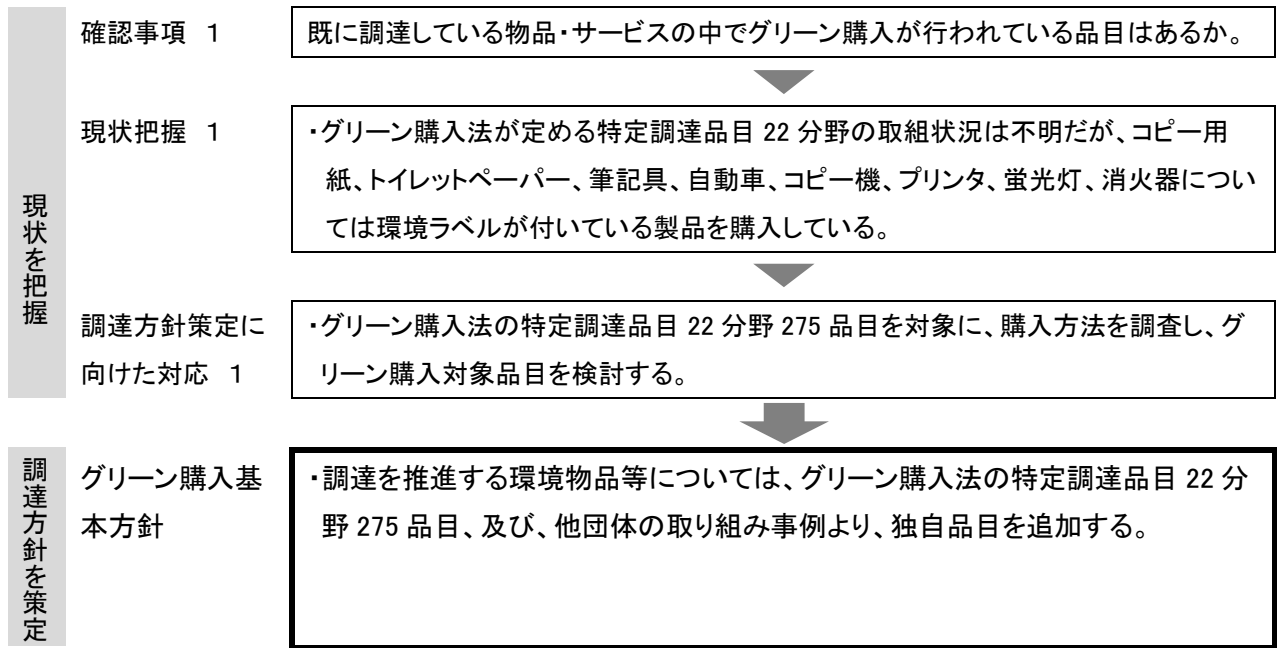
調達方針の策定に向けた対応 4

- ・他の地方公共団体の取組を参考に、たとえば各課が伝票を書く際に、グリーン購入の有無を記録し、四半期ごとに、各課が結果(Excelファイル等)をまとめ、報告する手法を検討する。

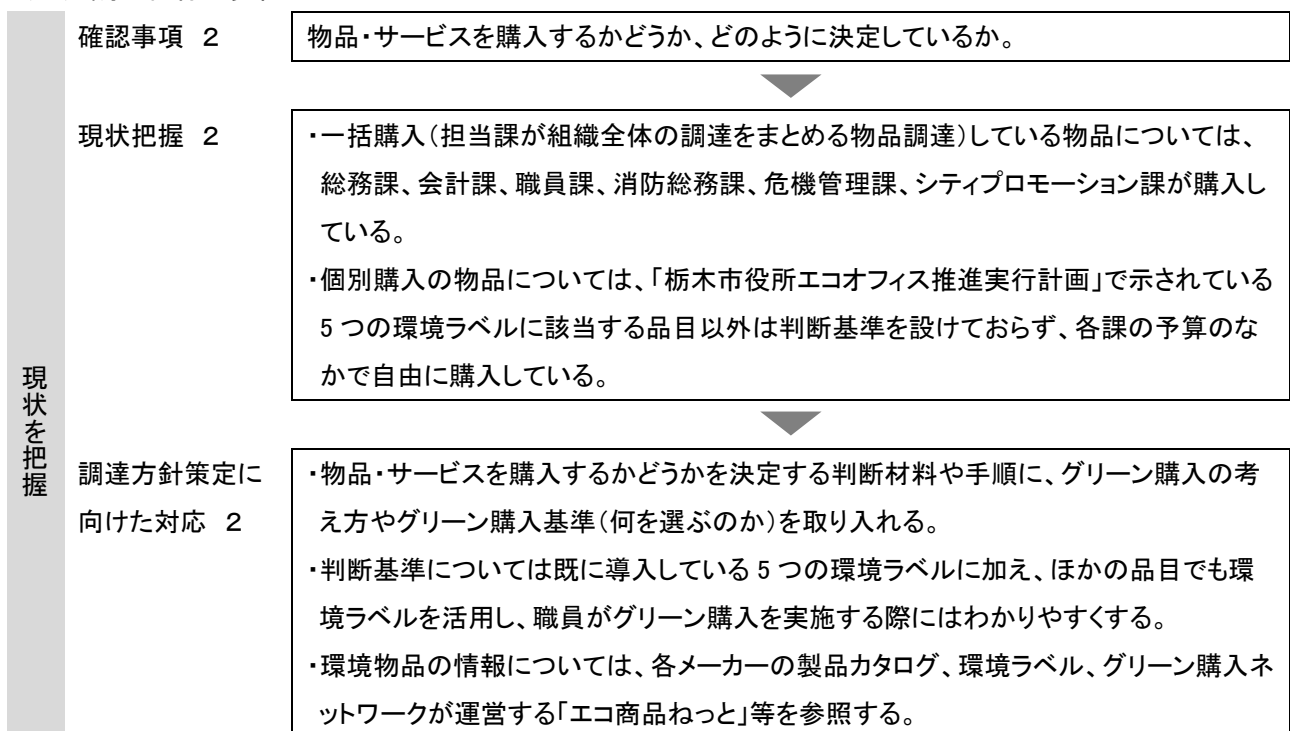
### 3. 3. 調達方針策定②ー「基本方針」を改定する

栃木市では、現状を把握した結果に基づき、グリーン購入の対象品目や調達基準の設定、運用方法、調達実績の集計方法、運用時の課題と対応方法を検討し、「栃木市グリーン購入調達方針」を策定しています。

#### (1) 対象品目の拡大



#### (2) 調達仕様の見直し



(次ページへ続く)



グリーン購入基本方針

・調達に関する基本原則を定め、物品を購入する際には、その必要性を十分に考慮し、調達目的に支障のない範囲で環境負荷の小さい物品の購入に努める。

(3) 調達体制・手順の検討

確認事項 3

誰が物品・サービスを購入しているのか。

現状把握 3

・環境課 ⇒ 方針の策定・改定、職員への周知、調達実績のとりまとめ  
 ・管財課 ⇒ 単価契約消耗品の入札・契約事務  
 ・会計課 ⇒ 消耗品システムにある消耗品の払い出し、各課で購入した物品の支払い  
 ・契約検査課 ⇒ 入札を要する工事・物品の入札、印刷物の見積合わせ、  
 ・各課 ⇒ 入札(見積合わせ)仕様書の作成、所管事業の契約事務、入札を経ない物品購入、自課の調達実績の集計・報告、役務の入札・契約事務

・一括購入、個別購入の対象物品と担当課について確認した。

■一括購入にあてはまる物品と担当部署

総務課:コピー用紙、コピー機(いずれも本庁舎共有のみ)

会計課:文具類(消耗品システム内に該当する品目のみ)

管財課:単価契約物品(コピー用紙、トイレトペーパー、ごみ袋)

職員課、消防総務課:制服・作業服

危機管理課:災害備蓄用品

シティプロモーション:印刷(広報誌)

■個別購入にあてはまる物品

コピー用紙、ティッシュペーパー、文具類、オフィス家具、画像機器等、パソコン、オフィス機器、携帯電話、家電製品、エアコン、温水機器等、自動車、消火器、インテリア・寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品、公共工事、役務

調達方針策定に向けた対応 3

・一括購入を行っている物品・サービスについては、判断基準を仕様書に盛り込む。  
 ・各課が自由に購入している物品・サービスについては、グリーン購入に該当するか判断する方法を調達方針に明記することを検討する。

(次ページへ続く)

調達方針を策定	グリーン購入基本方針	<p>・調達方針に、各分野における判断基準のラベル・表示を明記した。</p> <p>■一括購入する物品 コピー用紙、トイレトペーパー、文具類、コピー機、制服・作業服、災害備蓄用品、印刷(広報誌)、ごみ袋</p> <p>■個別購入する物品 コピー用紙、ティッシュペーパー、文具類、オフィス家具、画像機器等、パソコン、オフィス機器、携帯電話、家電製品、エアコン、温水機器等、自動車、消火器、インテリア・寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品、公共工事、役務</p>
---------	------------	--

(4) 実績把握・公開方法

現状を把握	確認事項 4	調達実績はどのように把握しているか。現状はどうか。
	現状把握 4	・一括購入を実施している品目の調達量は把握することが可能だが、現状、グリーン購入の実績としては集計、把握を行っていない。
	調達方針策定に向けた対応 4	・他の地方公共団体の取組を参考に、たとえば各課が伝票を書く際に、グリーン購入の有無を記録し、四半期ごとに、各課が結果(Excel ファイル等)をまとめ、報告する手法を検討する。
調達方針を策定	グリーン購入基本方針	・物品等購入時に品目別にグリーン購入の実施可否を記録できる集計表を作成し、年に1度、各課より調達実績を環境課に報告することとした。

【参照した情報】

- ・函館市グリーン購入推進ガイドライン
- ・足利市グリーン購入調達方針
- ・石巻市グリーン購入調達基準、石巻市グリーン購入調達ガイドライン
- ・愛荘町グリーン購入調達方針

3. 4. 調達方針策定③ー職員向けグリーン購入研修資料の作成

栃木市グリーン購入調達方針の運用に向け、各課職員への周知を目的に、グリーン購入研修資料（新たに策定した調達方針の解説資料）を作成しました。

### 3. 5. 関連資料

#### 栃木市役所グリーン購入調達方針（案）

##### 1 目的

グリーン購入法で規定する環境負荷の低減に資する物品等（以下「環境物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、栃木市におけるグリーン購入の一層の推進を図ることで、本市の行政事務事業活動から生じる環境負荷の低減を図り、持続可能な社会の形成に資することを目的とします。

##### 2 対象範囲

市のすべての機関が行う物品又はサービス（以下「物品等」という。）の調達とします。ただし、指定管理者施設については、方針の趣旨を踏まえ、グリーン購入の推進に努めるものとします。

##### 3 基本的考え方

市では環境物品等を優先的に調達することにより、これらの市場の形成や開発の促進、また、地域経済における需要の転換を促すことで、持続可能な循環型社会の形成を図ります。

また、物品等の調達に当たっては、調達の必要性と適正な調達数量について検討を行い、業務上やむを得ない理由がある場合を除き、以下の基本的な考え方に則り、環境物品等を優先して調達するものとします。

- (1) 環境汚染物質の使用や放出が削減されていること。
- (2) 資源やエネルギーの消費量が削減されていること。
- (3) 長期間の使用や再使用が可能であること。
- (4) 有効なリサイクルが可能であること。
- (5) 廃棄時の処理・処分が容易になるような配慮がなされていること。

##### 4 推進方法

###### (1) 特定調達品目及び調達目標

特定調達品目は、グリーン購入法の基本方針に基づく特定調達品目のほか、本市独自品目になります。調達目標は、分類別に設定し、栃木市環境基本計画改定時に調達実績を踏まえ、見直しを行うものとします。なお、令和3～4年度は、参考となる調達実績がないことから、「70%」若しくは「できる限り配慮する」とします。

・「栃木市グリーン購入特定調達品目及び調達目標」…別紙1（P4）

###### (2) 判断基準

環境省の「グリーン購入の調達者の手引き」を参考に本市独自の基準を設定しています。物品等以外についても、可能な限り本方針に基づくものとします。

###### (3) 各課等におけるグリーン購入の取組み

「栃木市役所エコオフィス推進実行計画」に定めるエコオフィス推進員は、調達目標を定めた特定調達品目に該当する物品等を調達しようとする際は、入札条件等にこれらを明示する等の方法により優先的に購入するものとします。

・「グリーン購入の選定フロー」別紙2（P43）

###### (4) 調達実績の把握等

ア所属長は、毎年度はじめに前年度の実績を集計し、環境課長に報告するものとします。

・「グリーン購入実績集計表」…別紙3（P44）

イ環境課長は、調達実績をとりまとめ、栃木市環境基本計画推進会議に報告するものとします。

ウ栃木市環境基本計画推進会議は、報告に基づき評価を行い、必要に応じて目標や取り組み内容等の見直しを行います。

エ基本方針、調達目標及び調達実績については、市のホームページ等において公表します。

##### 5 適用時期

本方針は、令和3年4月1日から適用します。

#### 4. 事例3－川越市（埼玉県）

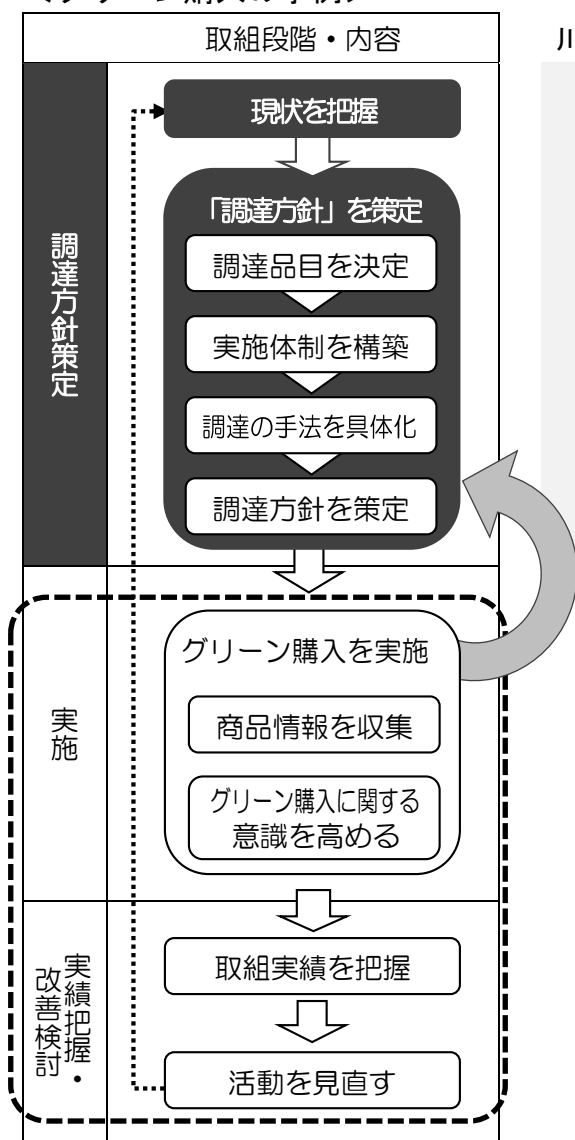
##### 4. 1. 取組概要

### 【川越市の取組のポイント】

- グリーン購入基本方針の策定
- グリーン購入ガイドラインの策定

グリーン購入を組織的に実践するために基本方針を策定するとともに、調達機会が多い品目をグリーン購入重点調達品目に位置付け、独自の判断基準を設定した事例です。

#### <グリーン購入の事例>



川越市の取組は「調達方針策定」に該当します。

既存の調達品目、仕様、体制、手順を調査

- ↓
- ・対象品目の特定
- ・調達基準の設定
- ・運用体制の構築
- ・運用手順の設定
- ↓
- 調達方針の策定

## 4. 2. グリーン購入調達方針策定①ー現状を把握する

川越市は、「第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成30年3月策定）において、市が温室効果ガス削減に向けて取り組むべき項目として、「市民・事業者に対し、情報提供等により、グリーン購入の普及啓発を図ること」を掲げています。また、「第四次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（平成28年3月策定）において、「物品の購入及び印刷製本の外部発注については、グリーン購入法に基づく国の基本方針で定める特定調達品目及び判断の基準に準拠して環境配慮物品（グリーン購入法適合品という。）の調達に努めるもの」とし、事務局の具体的な取組として、「グリーン購入の手引き」の策定に言及しています。

しかしながら、川越市ではグリーン購入法適合品が実際にどの程度購入されているか把握しておらず、グリーン購入の手引きに関しては策定方法に係るノウハウがないため、未着手のまま長年の懸案となっていました。こうした状況を踏まえ、川越市は「第五次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定を機に、グリーン購入に係る指針と手引きを策定し、組織的な取組の徹底を図ることとしました。

### （1）現在の調達品目

確認事項 1	共通消耗品、単価契約品、及び一括購入している物品の中で既にグリーン購入が行われている品目はあるか。
--------	---

現状把握 1	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 共通消耗品の封筒及びフラットファイルは、川越ブランド市内古紙製品を購入している。</li><li>・ 共通消耗品の軍手、文具（粘着テープ、消しゴム、シャープペンシル、修正液、ボールペン、マーキングペン、ノート、のり、インデックス等）は、「環境配慮商品」を購入しているが、罫紙及び板目表紙は「環境配慮商品」を指定していない。</li><li>・ 共通消耗品を購入する際は、必要最低限の数量の購入、詰替え・補充用の活用、再利用を促している。</li><li>・ 単価契約品のトイレットペーパーは川越ブランド市内古紙製品を購入している。</li><li>・ 広報誌については、グリーン購入法の判断基準及びリサイクル適性Aの基準を満たす紙を指定している。</li><li>・ 職員用パソコンはグリーン購入法適合品を指定している。</li><li>・ 公用車はグリーン購入法適合品を指定している。</li></ul>
--------	---

調達方針策定に向けた対応 1	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 共通消耗品、単価契約品、及び一括購入している物品については、金額を上げずにエコマーク認定商品やグリーン購入法適合品を指定することができるか確認する。</li><li>・ 外部発注する印刷物のうち広報紙については、グリーン購入法に適合したインキを使用することによる費用面の影響を確認する。</li><li>・ 共通消耗品、単価契約品、一括購入している物品以外でグリーン購入の対象にする品目を検討する。</li></ul>
----------------	---

（次ページへ続く）

調達方針策  
定に向けた  
対応 1

(解説)

単価契約品や一括購入している物品がある場合は、まず、その品目に対象を絞ってグリーン購入を実践し、庁内でグリーン購入の目的や考え方を周知するとともに、段階的に対象品目を増やす方法をとるのも一案です。グリーン購入の取組を地球温暖化対策の一環として位置付ける際は、CO<sub>2</sub>排出量の多い品目（照明、エアコン、OA機器、自動車等）を対象品目に盛り込むとよいでしょう。ガソリン自動車を使用している場合は、買い替えやリース契約見直しのタイミングで次世代自動車への切り替えを図りましょう。

(2) 現在の調達仕様

確認事項 2

物品・サービスを購入するかどうかを、どのように決定しているか。

現状把握 2

- ・「第四次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、「物品を購入する際はグリーン購入法の基準を満たす物品を購入すること」を掲げ、OA機器と自動車の一部は担当課がグリーン購入法適合品を選択し一括購入している。
- ・単価契約品に該当する文具は一部を除いて「環境配慮商品」を指定している。
- ・オフィス家具の一部については、共通備品として会計室が一括購入しているが、環境要件の有無が不明である。
- ・各課が個別購入している物品については環境要件がない、あるいは環境要件の有無が不明である。
- ・グリーン購入法適合品を探す、あるいは調達したい物品がグリーン購入法適合品かどうかを確認する際は、メーカーのウェブサイト、カタログ、「エコ商品ねっと」を参照している。

調達方針策  
定に向けた  
対応 2

- ・川越市の環境施策におけるグリーン購入の取組の位置付けを明確にし、目的や基本的な考え方を整理する。
- ・共通消耗品及び単価契約品以外でグリーン購入に取り組む品目及び判断基準を整理する。

(3) 現在の調達体制・手順

確認事項 3

誰が物品・サービスを購入しているのか。

現状把握 3

- 一括購入にあてはまる物品と担当部署
- コピー用紙：総務課（本庁舎分のみ）
- 文具：契約課（単価契約品の契約行為のみ）、会計室（共通消耗品）
- オフィス家具：会計室（共通備品）
- 職員用パソコン：情報統計課
- 自動車（一部）：管財課
- 災害備蓄用品：防災危機管理室
- ・上記以外の品目は個別購入を行っている。

調達方針策  
定に向けた  
対応 3

- ・ 共通消耗品、単価契約品、及び一括購入している物品については、担当課と協議の上、仕様書に環境要件を盛り込むことを検討する。
- ・ 個別購入する物品については全てにおいてグリーン購入に努めることとする。

(4) 現在の実績把握・公開方法

確認事項 4

グリーン購入の実績把握は行われているか。

現状把握 4

- ・ 共通消耗品、単価契約品一覧には「環境配慮商品」の指定を記載しており、グリーン購入が行われている。
- ・ 既存の財務会計システムにグリーン購入関連の入力項目はない。

調達方針策  
定に向けた  
対応 4

- ・ グリーン購入の実績を把握する上で、既存の財務会計システムまたは環境マネジメントシステムを活用できるかどうか確認する。
- ・ 市全体の調達量、金額、件数の把握について実現性を検討する。
- ・ 他の地方公共団体の事例を参考に、グリーン購入の実績把握及び公開の手法を検討する。

(解説)

グリーン購入の実績を把握する際は、既存の財務会計システムや環境マネジメントシステムなど、情報を集約する仕組みを活用すると、報告する側もされる側も負担が軽減されます。グリーン購入ができなかった品目やその理由を把握することは、対象品目や判断基準の見直しを含め、今後の対策を講じるうえで役に立ちます。

#### 4. 3. グリーン購入調達方針策定②ー「川越市グリーン購入基本方針」の策定

川越市は、平成28年3月に策定した「第四次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、環境に配慮した物品の購入を職員の取組項目として、グリーン購入の手引きの作成を事務局の取組項目として掲げていました。そこで、グリーン購入の取組に関する考え方や物品購入時の判断基準、推進体制等を整理し、基本方針に示しました。共通消耗品、単価契約品、及び一括購入している物品については概ね環境配慮の要件が盛り込まれているため、その他の品目で購入機会の多いものを「川越市グリーン購入重点調達品目」として位置付け、独自の判断基準を設定しています。対象品目は、適宜見直しを図ります。

また、グリーン購入の実績把握と公表においては、川越市環境マネジメントシステムを活用し、「川越市グリーン購入重点調達品目」に該当する物品等のグリーン購入ができなかった場合のみ報告を義務付け、件数を公表することとしました。

##### (1) 調達品目の見直し

現状を把握	確認事項 1	共通消耗品、単価契約品、及び一括購入している物品の中で既にグリーン購入が行われている品目はあるか。
	現状把握 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通消耗品の封筒及びフラットファイルは、川越ブランド市内古紙製品を購入している。</li> <li>・ 共通消耗品の軍手、文具（粘着テープ、消しゴム、シャープペンシル、修正液、ボールペン、マーキングペン、ノート、のり、インデックス等）は、「環境配慮商品」を購入しているが、罫紙及び板目表紙は「環境配慮商品」を指定していない。</li> <li>・ 単価契約品に該当する文具は、一部を除いてグリーン購入法適合品またはエコマーク認定品に指定されている。</li> <li>・ 共通消耗品を購入する際は、必要最低限の数量の購入、詰替え・補充用の活用、再利用を促している。</li> <li>・ 単価契約品のトイレットペーパーは川越ブランド市内古紙製品を購入している。</li> <li>・ 職員用パソコンはグリーン購入法適合品を指定している。</li> <li>・ 公用車はグリーン購入法適合品を指定している。</li> </ul>
	調達方針策定に向けた対応 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通消耗品、単価契約品、及び一括購入している物品については、金額を上げずにエコマーク認定商品やグリーン購入法適合品を指定することができるか確認する。</li> <li>・ 外部発注する印刷物のうち広報紙については、グリーン購入法に適合したインキを使用することによる費用面の影響を確認する。</li> <li>・ 共通消耗品、単価契約品、一括購入している物品以外でグリーン購入の対象にする品目を検討する。</li> </ul>

(次ページへ続く)



川越市グリーン購入基本方針の策定

- ・市の全ての組織が調達する物品及び役務をグリーン購入の取り組み対象とする。
- ・特に調達機会が多い紙類、文具類、オフィス家具等、OA 機器等、繊維製品、印刷物を「川越市グリーン購入重点調達品目」として位置付ける。

(2) 調達仕様の見直し

確認事項 2

物品・サービスを購入するかどうかを、どのように決定しているか。

現状把握 2

- ・「第四次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、「物品を購入する際はグリーン購入法の基準を満たす物品を購入すること」を掲げ、OA 機器と自動車の一部は担当課がグリーン購入法適合品を選択し一括購入している。
- ・共通消耗品、単価契約品に該当する文具は一部を除いて「環境配慮商品」を指定している。
- ・共通備品であるオフィス家具は会計室が一括購入しているが、環境要件の有無が不明である。
- ・各課が個別購入している物品については環境要件がない、あるいは環境要件の有無が不明である。
- ・グリーン購入法適合品を探す、あるいは調達したい物品がグリーン購入法適合品かどうかを確認する際は、メーカーのウェブサイト、カタログ、「エコ商品ねっと」を参照している。

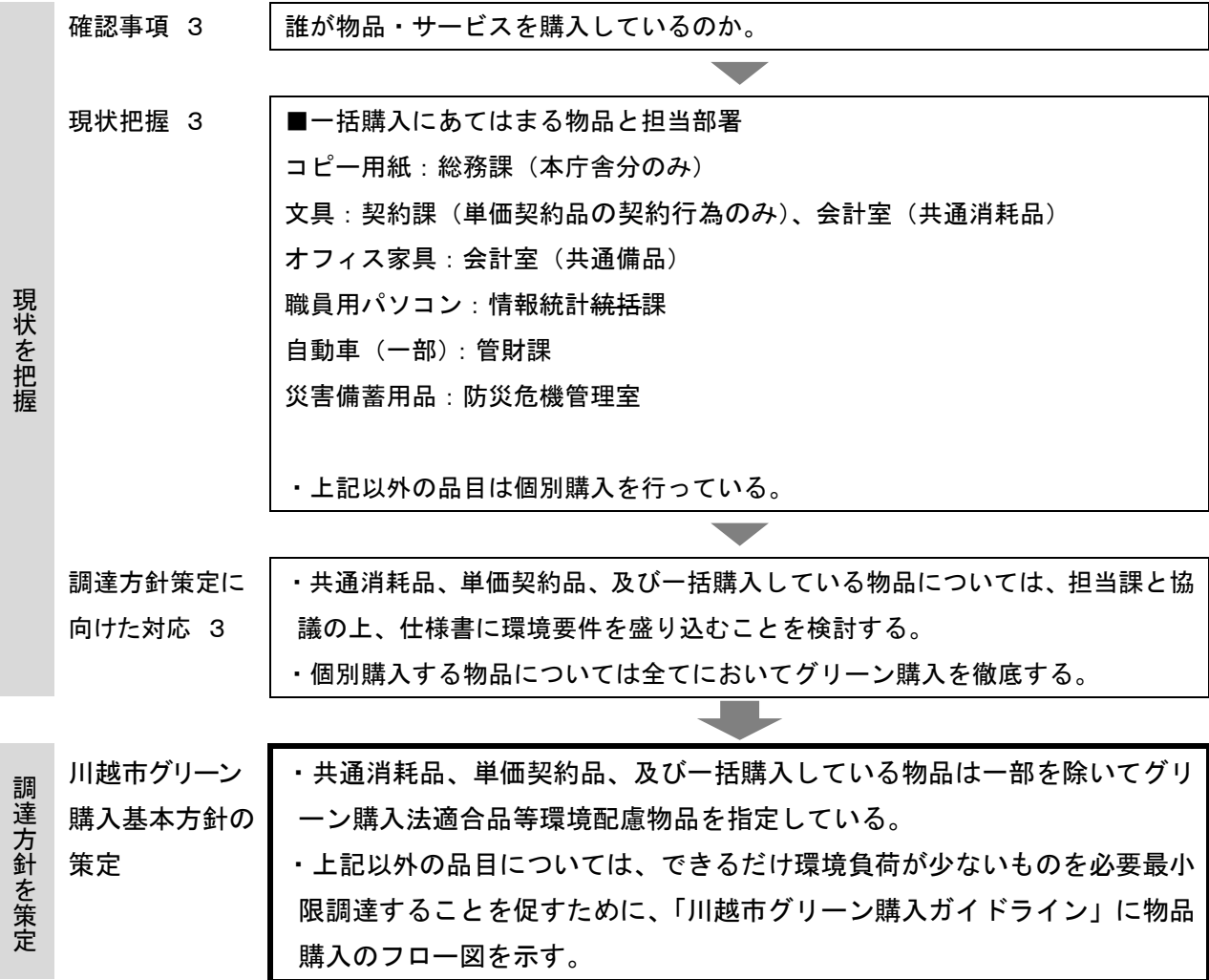
調達方針策定に向けた対応 2

- ・川越市の環境施策におけるグリーン購入の取組の位置付けを明確にし、目的や基本的な考え方を整理する。
- ・共通消耗品及び単価契約品以外でグリーン購入に取り組む品目及び判断基準を整理する。

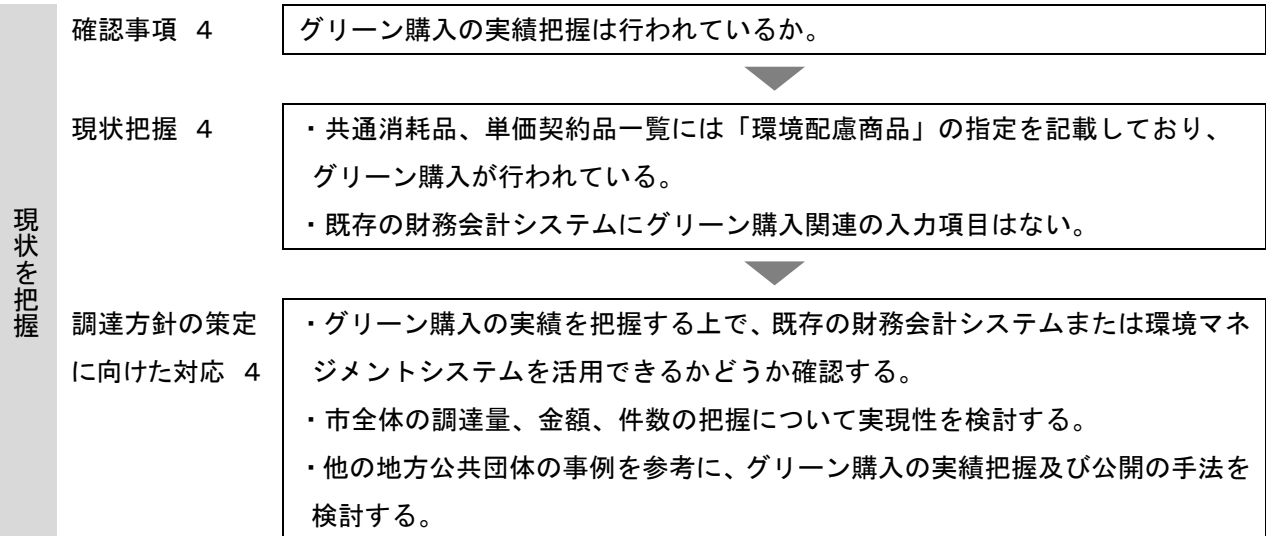
川越市グリーン購入基本方針の策定

- ・「川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」に紐づく取組としてグリーン購入を位置付け、「川越市グリーン購入基本方針」を策定する。
- ・「川越市グリーン購入重点調達品目」を購入する際の判断基準を設け、参照すべき環境ラベルや解説を「川越市グリーン購入ガイドライン」にまとめる。
- ・「川越市グリーン購入基本方針」及び「川越市グリーン購入ガイドライン」については、取組状況やグリーン購入法に基づく国の基本方針の改定等に伴い、環境部環境政策課が適宜見直しを行うこととする。

### (3) 調達体制の見直し



### (4) 実績把握方法の見直し



(次ページへ続く)



川越市グリーン  
購入基本方針の  
策定

- ・ 環境政策課は、既存の川越市環境マネジメントシステムの進行管理点検票のグリーン購入の項目を見直し、既存の報告体制を活用して実態を把握する。
- ・ 各課は、「川越市グリーン購入重点調達品目」に関してグリーン購入ができなかった場合、その件数と理由を四半期ごとに環境政策課に報告する。
- ・ 毎年度作成している川越市環境マネジメントシステム実施報告書において、グリーン購入の実績についても公表する。

---

【参照した情報】

---

- ・ グリーン購入の調達者の手引き（令和2年2月版）
- ・ 秩父市グリーン購入基本方針
- ・ 甲賀市グリーン購入調達方針
- ・ 函館市グリーン購入推進ガイドライン
- ・ 草加市グリーン購入基本方針及び調達方針
- ・ 岐阜市グリーン購入の手引き
- ・ 越谷市グリーン購入推進に関する基本方針
- ・ かすかべECO調達品ガイドライン第2版

#### 4. 4. 関連資料

##### 川越市グリーン購入基本方針【案】

###### 1. 背景

私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動によって、地球に過剰な負荷をかけ続けた結果、地球温暖化や資源の枯渇、生態系の破壊といった危機に直面しています。恵み豊かな地球環境を将来世代に引き継ぐことは、私たちの責務であり、「持続可能な社会」への転換が求められています。

川越市も一事業者・消費者として、地球環境に負荷をかけていることを認識し、環境負荷の低減に積極的に取り組むとともに、市民・事業者に対して環境に配慮した消費行動や事業活動を促す役割があります。

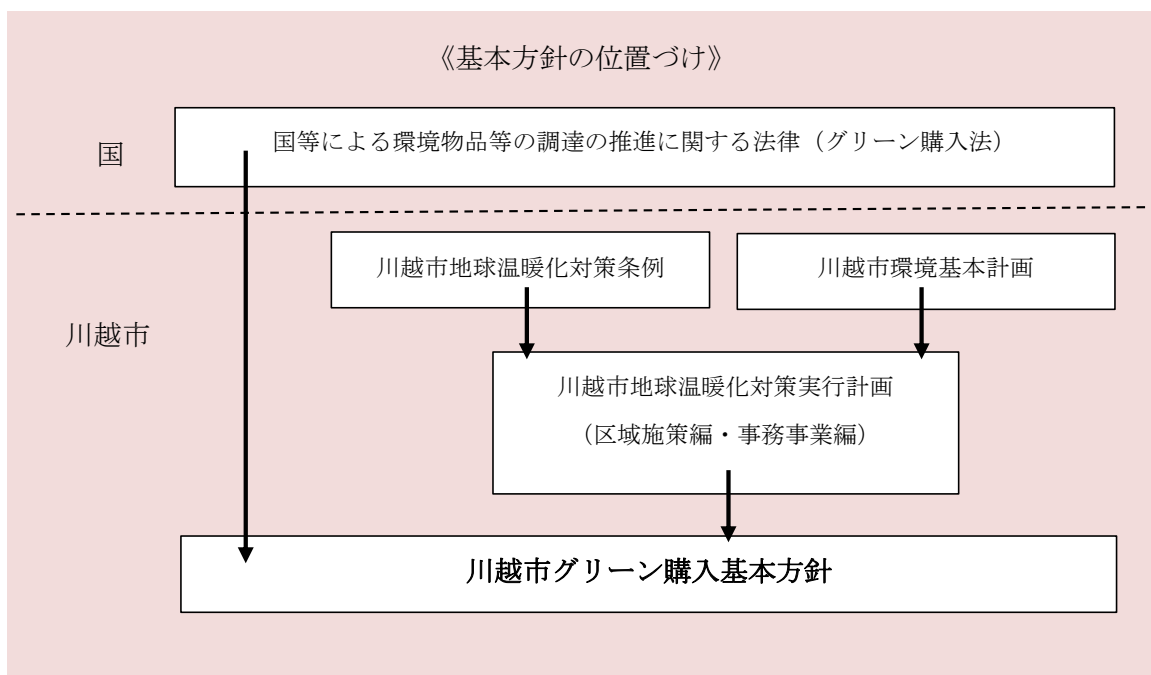
その役割を果たすために、環境に配慮した物品等の調達（以下「グリーン購入」といいます。）に取り組みます。

###### 2. 目的

「グリーン購入」とは、製品やサービスを調達する際に、必要性を十分に考え、品質や価格だけでなく、環境負荷ができるだけ少ないものを選ぶとともに、環境負荷の低減に努める事業者から優先して調達することをいいます。

「川越市グリーン購入基本方針」は、以下に掲げる各事項を目的として、市の全ての組織において運用するものとします。

- (1) 国際社会全体が目指す「持続可能な社会」と本市が目指す「低炭素都市」の実現に向け、市の事務事業によって発生する環境負荷の低減を図ること。
- (2) 市自らが率先してグリーン購入に取り組むことにより、市民・事業者に対して環境に配慮した消費行動や事業活動を促すことで、経済活動全体を環境配慮型に転換していくこと。



### 3. 基本的な考え方

物品等の調達に当たっては、その必要性を十分に検討した上で、以下に示す事項を考慮し、調達目的に支障のない範囲で、グリーン購入に努めるものとします。

- (1) 価格、品質等に加え、環境負荷ができるだけ少ないものを選択する。
- (2) 資源採取から廃棄まで物品等のライフサイクル全体についての環境負荷低減を考慮したものを  
選択する。
- (3) 長期間の使用が可能であるものを選択する。
- (4) リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）が可能なものを選択する。
- (5) 再生された素材や再使用された部品を多く使用しているものを選択する。
- (6) 廃棄する際に、処理、処分が容易であるものを選択する。
- (7) エコマーク、グリーンマーク、PET ボトルリサイクル推奨マーク等の第三者機関が認定・認証  
する環境ラベルを取得しているものを選択する。
- (8) ISO 14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入等により、環境経営に  
取り組んでいる事業者を選択する。

### 4. 適用範囲

この方針は、市が調達する全ての物品等を対象とします。

### 5. 重点調達品目及び判断基準

この方針により、グリーン購入を重点的に推進する物品（重点調達品目）及び判断基準は、「川越市  
グリーン購入ガイドライン」を別に定めます。

### 6. 推進体制

- (1) グリーン購入の推進については、「川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進・管  
理体制をもって行います。
- (2) グリーン購入の調達実績について、毎年度終了後に取りまとめの上、公表するものとします。

### 7. 方針等の見直し

本方針及び「川越市グリーン購入ガイドライン」については、取組状況や国の基本方針の改定等に  
基づき、必要に応じて、環境部環境政策課において見直しを行います。

### 8. 市民・事業者へのグリーン購入の普及促進

市は、市民や事業者に対し、グリーン購入を促進するために、情報提供や意識啓発に努めるものと  
します。

#### 附 則

この指針は、令和3年 月 日から施行します。

## 5. 事例4－光市（山口県）

### 5. 1. 取組概要

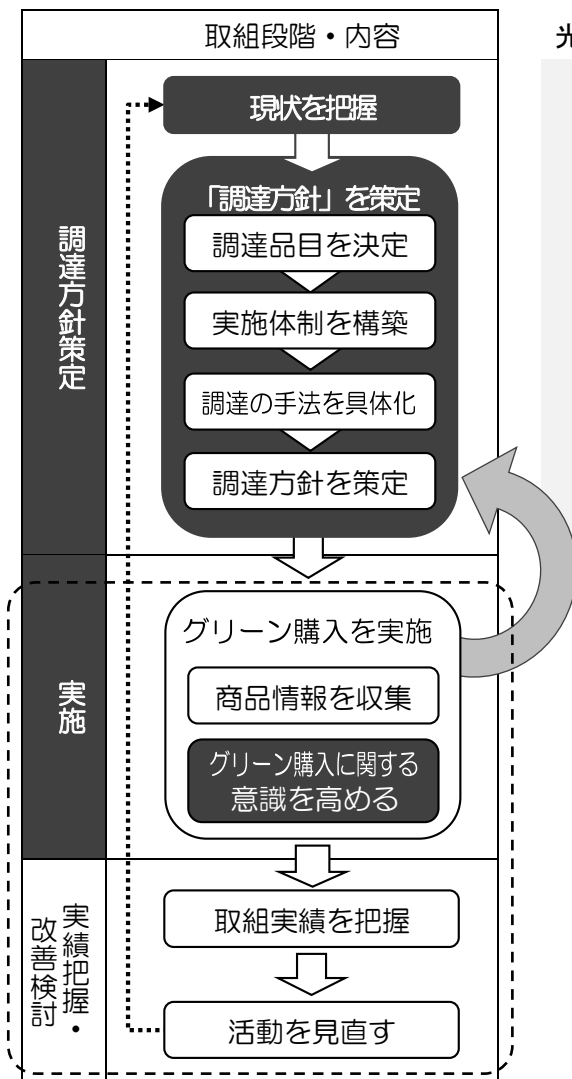
#### 【光市の取組のポイント】

これまでの実質的なグリーン購入の取組をふまえ、調達方針の策定を検討した事例です。  
また、職員のグリーン購入の意識を高めるための手法について検討し、実施しました。

#### ■グリーン購入調達方針の策定に向けた検討

- ・現在の物品購入や購入手順・各課の役割を把握
- ・職員のグリーン購入の意識を高めるための手法を検討

#### <グリーン購入の事例>



光市の取組は「調達方針策定」に該当します。

既存の調達品目、仕様、体制、手順を調査

↓

調達方針の策定検討

↓

職員のグリーン購入の意識を  
高めるための手法の検討

グリーン購入の実施段階、実績把握段階を想定して、  
調達方針の策定、ならびに、職員のグリーン購入の意識を  
高めるための手法を検討します。

## 5. 2. 調達方針策定①ー現状を把握する

光市は、「第2次光市環境基本計画」や「光市エコオフィスプラン（第3期）」でグリーン購入を推進していますが、具体的な調達方法等を定めた調達方針がないため、グリーン購入を実施しているのは特定部署の一部品目にとどまっていた。また、「光市エコオフィスプラン（第1期）」では、財政課が一括購入する品目（紙、トイレトペーパー、はがき等）の合計金額から、グリーン購入に該当する品目の割合を集計していましたが、調達実績の集計の負担から、現在は調達実績の集計は行われていませんでした。そのため、分かりやすい調達方針を作成するとともに、全庁への周知を図り、全庁的にグリーン購入に取り組むための体制づくりが必要でした。

このような状況をふまえ、光市では、物品購入の現状を整理し、グリーン購入調達方針に必要な事項を検討するとともに、職員のグリーン購入の意識を高めるための手法を検討し、実施しました。

### (1) 現在の調達品目

確認事項 1 既に調達している物品・サービスの中でグリーン購入が行われている品目はあるか。

現状把握 1

- ・コピー用紙とトイレトペーパーは、エコマークや R100、森林認証紙等の環境ラベルが表示されていることを要件とし、購入している。
- ・印刷（広報紙）では、再生マット紙を使用することを発注要件に盛り込んでいる。
- ・その他の物品では、環境要件は指定されていない。

#### 【環境ラベル・環境表示が付いていることが確認できた購入物品】

コピー用紙、トイレトペーパー、筆記具、パソコン、コピー機、プリンタ、自動車、蛍光灯、消火器

#### (解説)

調達方針が策定されていなくても、価格や品質・納期等の要件を考慮しても、意識せずとも環境ラベル商品を購入することができ、環境ラベル商品は、従来の商品と遜色ないと言えます。これらの現状をふまえ、環境ラベルが表示されていることを調達基準とし、品目ごとに整理することで、該当商品を選択する職員の負担を増やすことなく、グリーン購入に取り組むことができます。

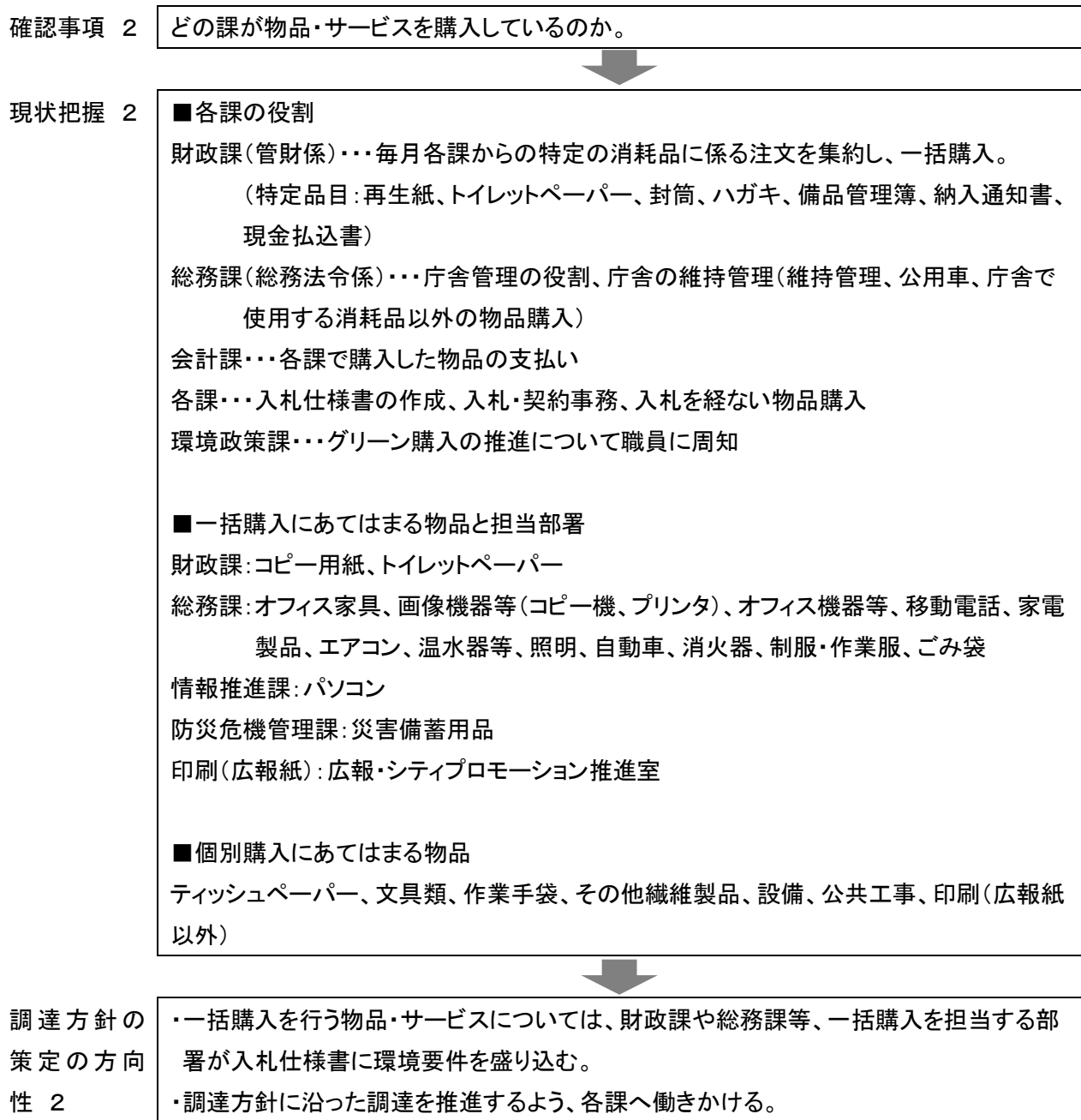
調達方針の策定の方向性 1 環境配慮型製品を購入できている分野については、グリーン購入対象品目に加えることを検討する。

#### 【現在の調達品目を把握する目的】 グリーン購入対象品目を拡大するときに、この情報を活用します。

グリーン購入の調達品目や基準を設定していなくても、これまで調達したものに環境ラベルが付いていること等によって実質的にグリーン購入に該当すると判断できる場合、それらの品目はグリーン購入できる品目であると位置付けることができます。

(2) 現在の調達体制・手順

光市では、財政課がコピー用紙やトイレトペーパー等の主要な物品の購入を担当し、総務課が庁舎の維持管理（維持管理、公用車、庁舎で使用する消耗品以外の物品購入）を担当している。その他の物品は各課が各自の予算で個別に購入している。



【現在の調達体制・手順を把握する目的】 グリーン購入運用ルールを設定するときに、この情報を活用します。担当者が限定される一括購入と、各部署にいる担当者が実施する個別購入のうち、どちらに該当するかによって、物品・サービスの購入ルールや担当者の作業が決まります。調達物品と担当課、調達手順を整理することによって、グリーン購入の体制づくり(関連部署との役割分担や連携)を検討する材料になります。



(3) 現在の実績把握・公開方法

確認事項 3

調達実績はどのように把握しているか。現状はどうか。

現状把握 3

・「光市エコオフィスプラン(第1期)」では、平成 22 年度まで、財政課が一括購入する品目(紙、トイレトペーパー、はがき等)の合計金額から、グリーン購入に該当する品目の割合を集計していた。  
・調達実績の集計の負担から、現在は調達実績の集計は行われていない。

調達方針の  
策定の方向  
性 3

・一括購入を行う物品・サービスについては、入札仕様書に環境要件を盛り込むことで、調達量＝グリーン購入量となるため、財政課や総務課等、一括購入を担当する部署が把握することが効率的である。  
・各課が購入する物品については、「光市エコオフィスプラン」に基づく各項目の実績を集計する書式・頻度を適用し、各課が報告する仕組みとすることが効率的である。

【現在の実績把握・公開方法を把握する目的】

組織内にグリーン購入の効果をわかりやすく周知する方法を検討するときに、この情報を活用します。

グリーン購入によってどのような環境負荷低減効果があるのかを伝え、組織内の職員がグリーン購入の効果を認識することができる方法を検討します。

(4) 現在の職員への周知

確認事項 4

グリーン購入の取組が職員へ周知できているか。

現状把握 4

グリーン購入を実施しているのは特定部署の一部品目にとどまっており、全庁的に職員への周知が実施できていない。

調達方針の  
策定の方向  
性 4

・「光市環境基本計画」や「光市エコオフィスプラン」の見直しに合わせ、グリーン購入に取り組むことを明確に位置付け、具体的な調達手法を盛り込んだ調達方針を策定する。  
・各課職員へグリーン購入に関する研修を実施するとともに、グリーン購入に関するホームページを作成し、グリーン購入に取り組むことを組織内外に明らかにする。

【参照した情報】

- ・ 甲賀市グリーン購入調達方針
- ・ 新居浜市グリーン購入ガイドライン
- ・ 国立市グリーン購入基本方針、国立市グリーン購入推進ガイドライン
- ・ 函館市グリーン購入ガイドライン

## 6. 事例5－古賀市（福岡県）

### 6. 1. 取組概要

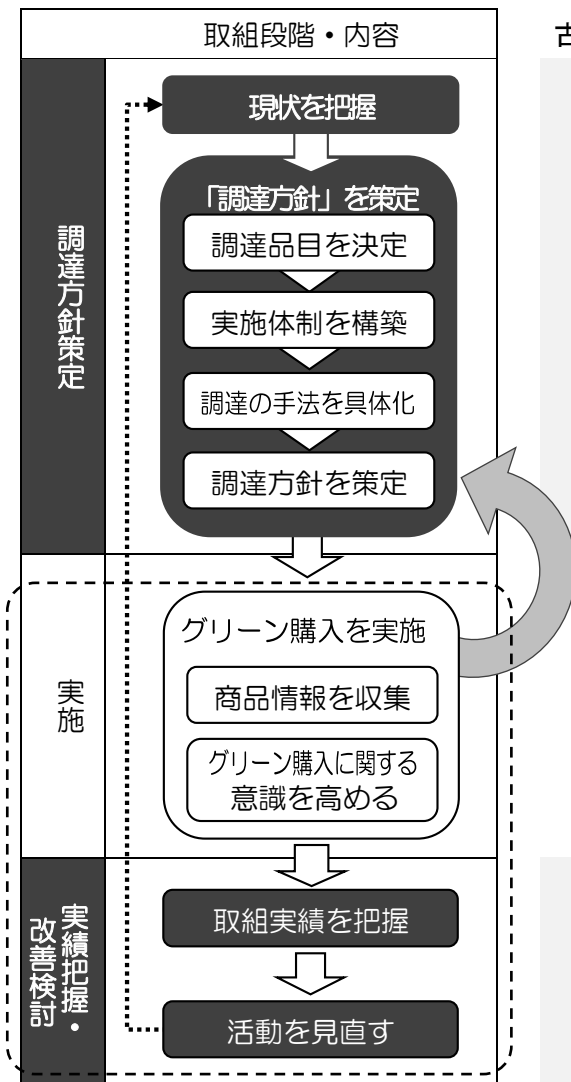
#### 【古賀市の取組のポイント】

これまでのグリーン購入の取組実態をふまえ、調達基準に環境ラベル等を活用し、グリーン購入方針を見直した事例です。また、職員の負担軽減のために、調達実績を集計する書式を見直したり、グリーン購入の取組を開示するためにホームページを作成し、職員へのグリーン購入の周知を図ったりした事例です。

#### ■グリーン購入調達方針の改定

- ・対象品目と判断基準の見直し
- ・調達実績の集計書式の見直し

#### <グリーン購入の事例>



古賀市の取組は「実施把握、改善検討」に該当します。

活動を見直した結果と現況調査



- ・現在の調達体制の把握
- ・現在の対象品目と調達基準の把握
- ・見直し結果を反映した運用体制の構築



調達方針の改定

グリーン購入の実施段階、実績把握段階を想定して、調達方針を改定します。

取組実績の把握



調達品目、基準の見直し

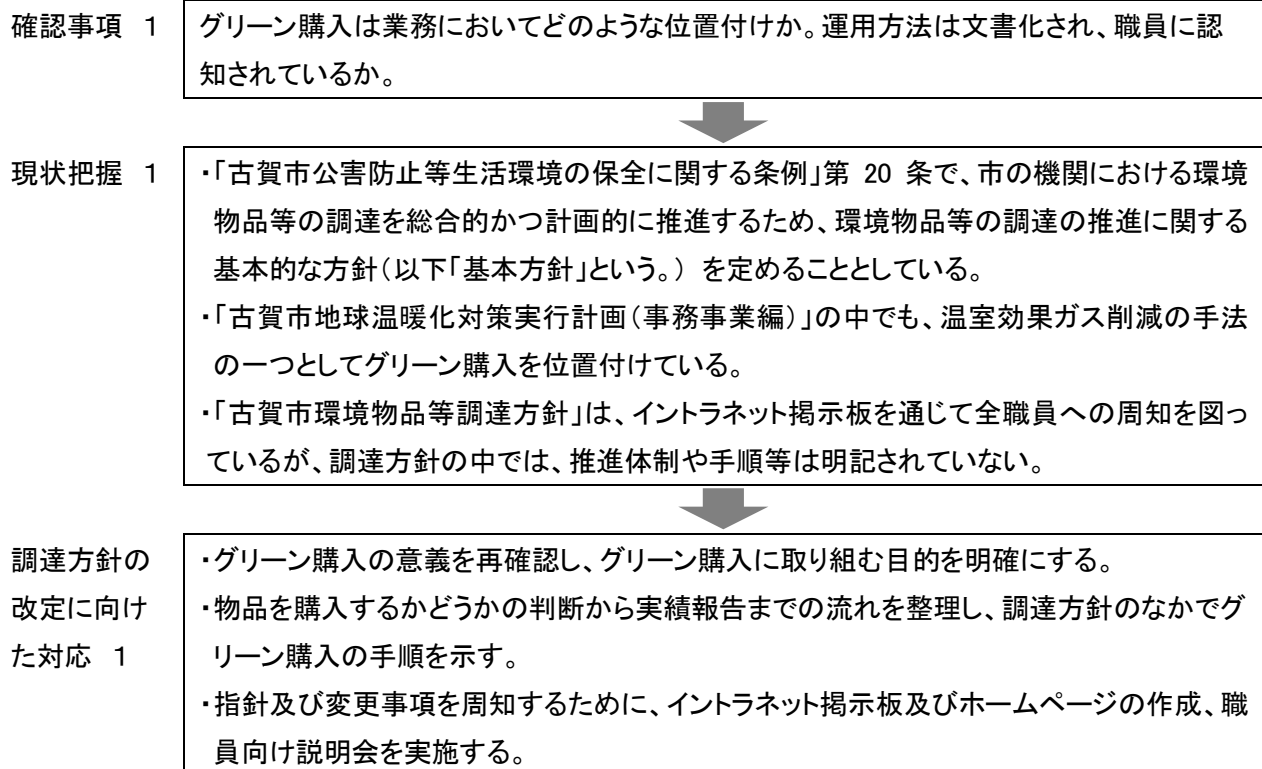
## 6. 2. 実績把握・改善検討①—現状を把握する

古賀市は、「古賀市公害防止等生活環境の保全に関する条例」第 20 条でグリーン購入に取り組むことを規定するとともに、「古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の中でも取組を位置付け、組織的にグリーン購入を実施しています。グリーン購入に関する具体的な方針は、平成 15 年度にグリーン購入調達方針を策定し、平成 23 年度に見直しを行って以降、各年度の方針は決定してきたものの、きちんとした見直しが行われていない状況でした。

調達方針に沿って取組、職員へのグリーン購入の意識も各課に浸透してきたものの、実際の購入の際にはどうしたらよいか迷う声も聞かれ、職員にとって分かりやすい基本方針に改定するとともに、グリーン購入に取り組む意義や効果の周知が必要でした。

以上のことから、古賀市では、現状の物品調達をふまえつつ、グリーン購入法の判断の基準や環境ラベル等を活用し、職員にわかりやすい調達方針に改定しました。

### (1) 現在の調達体制・手順



#### 【現在の調達体制・手順を把握する目的】

既存の仕組みを活用したグリーン購入の運用方法の検討時に、既存の計画や文書にグリーン購入の取組が位置付けられているかを確認します。

組織として環境配慮型製品・サービスを購入するという認識を高め、既存の仕組みを活用し、実状に沿った実効性の高いグリーン購入の運用体制を検討します。

(2) 現在の調達品目・仕様

確認事項 2

グリーン購入の対象品目、判断基準、調達目標は妥当か。



現状把握 2

(調達方針)

- ・対象品目の調達基準については、グリーン購入法基本方針に従い「グリーン購入の推進に係る環境物品等の判断基準及び配慮事項」として、調達方針と別に定めている。
- ・調達方針では、グリーン購入法特定調達品目のうち、13分野(紙類、文具類、オフィス家具等、画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、照明、自動車等、制服・作業服等、作業手袋、その他繊維製品、役務、公共工事)を対象としており、公共工事を除く全ての品目で調達目標を100%に設定している。

(実際の物品購入)

- ・10分野(コピー用紙、トイレトペーパー、筆記具、パソコン、自動車、制服、コピー機、プリンタ、蛍光灯、消火器)で、環境ラベルや環境表示の付いた商品を購入している。
- ・広報紙は、グリーン購入法の印刷用紙の判断の基準を満たしたマットコート紙を利用している。

消火器は、調達方針では対象に含まれていないが、庁内に設置されている消火器にはエコマークが付いていることが確認できた。

(運用上の課題)

グリーン購入法基本方針の判断の基準が難解であるため、職員の理解の向上が課題と考えている。



調達方針の  
改定に向け  
た対応 2

- ・過去の購入実績や今後の購入の可能性を勘案し、品目の見直しを図る。
- ・他の地方公共団体の資料や環境省の「グリーン購入の調達者の手引き」を参考に、判断基準をわかりやすく整理する。

(解説)

地方公共団体が国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に倣い、特定調達品目や判断の基準を独自のグリーン購入方針に転用している場合、品目の多さや基準の細かさに対応しきれず、方針が形骸化することがあります。グリーン購入の意義を再確認した上で対象品目を絞ったり達成目標を下げたりするなど実状に見合う目標を立て、達成できるようになったら対象品目の拡大や達成率の向上を目指し、段階的にグリーン購入の推進を図る方法もあります。

### (3) 現在の調達物品の確認方法

確認事項 3 調達する物品・サービスがグリーン購入法に適合しているかどうかの判断は、どのように行っているか。



現状把握 3 ・個別購入の物品については、カタログでグリーン購入法に適合しているか否かを確認することが多い。カタログに掲載されていない分野の物品はインターネットで検索したり、業者に照会したりしている。



調達方針の改定に向けた対応 3 ・判断基準の表記を簡潔にし、グリーン購入の適否の参考となる環境ラベルを整理する。  
・製品分野ごとに判断基準と参考となるラベルを一覧できる資料を作成する。

(解説)  
エコマークをはじめ、特定の環境ラベルが付いている製品はグリーン購入法に適合していることを理解していると、グリーン購入法の適否の判断が容易になります。物品購入の際に環境ラベルの確認を促すことは、環境配慮の意識向上にもつながります。

#### 【現在の調達品目・仕様を把握する目的】

効率的なグリーン購入の運用のための対象品目と判断基準を設定するときに、この情報を活用します。

購入時と実績把握時に、対象品目に該当するかどうか判断しやすいグリーン購入対象分野・品目と判断の基準を設定します。

### (4) 現在の実績把握・公開方法

確認事項 4 実績把握はどのような方法で行っているか。結果を公表し、改善に役立っているか。



現状把握 4 ・既存の運用方法では、調達実績の集計にかかる職員の負担軽減を目的に、集計の対象分野を「紙類」、「文具類」、「紙類・文具類以外」の3分野に分け、各分野3年に1回集計を行っている。  
・調達実績は Excel を用いて集計している。調達実績は数量で集計し、調達基準を満たした製品を調達できなかった理由を記載する書式となっている。  
・調達実績の取りまとめは、毎年4月に前年度の購入実績の集計を実施し、課長会で結果を共有している。また、グリーン購入の取組状況は、毎年古賀市が発行する「環境白書」にも掲載し、外部へ公表している。



調達方針の改定に向けた対応 4 ・実績把握方法の簡素化による作業負担の軽減を図る。  
・調達基準を満たした製品を調達できなかった理由を選択式にする等、集計書式の見直しを検討する。

(次ページへ続く)

調達方針の  
改定に向け  
た対応 4

(解説)

グリーン購入達成率が低い品目については、その理由を明らかにし、対策を講じることが重要です。表計算ソフトを使用して実績を把握する場合は、グリーン購入ができない理由を選択式にすると、原因を特定しやすくなったり、入力や集計の作業を軽減できたりします。既に導入している財務会計システムを改修することは簡単ではありませんが、グリーン購入の適否を記入するための項目の追加や摘要欄の追加・活用を検討することも重要です。

【現在の実績把握・公開方法を把握する目的】

組織内にグリーン購入の効果をわかりやすく周知する方法を検討するときに、この情報を活用します。

グリーン購入によってどのような環境負荷低減効果があるのかを伝え、組織内の職員がグリーン購入の効果を認識することができる方法を検討します。

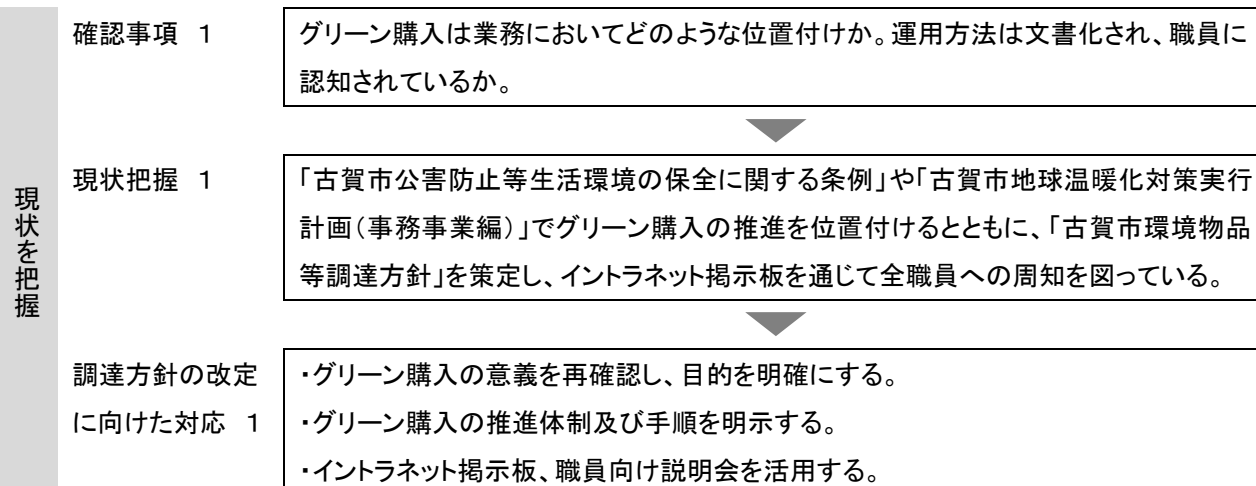
6. 3. 実績把握・改善検討②—指針を改定する

古賀市は、調達品目と判断基準については国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に倣った調達方針を定めていますが、判断の基準が難解で、実際の購入の際にどうしたらよいか迷う声もきかれ、分かりやすい調達方針や運用方法とする必要がありました。

グリーン購入方針を策定する際には、方針の周知、実績把握の範囲、結果の利用方法について事前に考慮する必要がありますが、方針の改定や運用方法の見直しを図る際にも同様の検討を行うことが重要です。

古賀市では、調達方針の見直しにあたり、グリーン購入の意義を明確にし、推進体制や調達手順をフロー図で示すとともに、環境ラベル等を活用し、対象品目ごとの調達基準を分かりやすく示し直しました。また、調達基準を満たした製品を購入できなかった理由を選択式にしたり、電子計算機や自動車等の調達実績を「購入」と「リース・レンタル」に分けたりする等、職員の記入の負担軽減を図るために、調達実績の集計書式も見直しを行いました。

(1) 調達体制・手順の見直し





調達方針を策定

指針の改定

- ・グリーン購入の意義を再確認し、「市がグリーン購入を積極的に推進することにより、日常業務から生じる環境負荷の低減や市民、事業者等におけるグリーン購入の喚起、環境物品等への需要の転換を図ることにより、持続的発展が可能な社会の形成につなげること」を基本方針の目的に掲げる。
- ・基本方針に推進体制を明記するとともに、グリーン購入の手順を示したフロー図を追加する。
- ・改定した基本方針をイントラネット掲示板で周知するとともに、グリーン購入に関するホームページを作成し、組織内外にグリーン購入に取り組むことを明確に打ち出す。また、職員向け説明会を実施し、職員の周知を図る。

(2) 調達品目・仕様の見直し

現状を把握

確認事項 2

グリーン購入の対象品目、判断基準、調達目標は妥当か。

確認事項 3

調達物品のグリーン購入法の適否の判断はどのように行っているか。

現状把握 2

- ・グリーン購入法特定調達品目の20分野を対象とし、全ての分野で目標を100%にしている。
- ・国の方針を転用しているが、対象品目が多く、判断基準が難解であることが課題となっている。

現状把握 3

- ・カタログ、インターネット検索、業者照会により確認している。
- ・国の方針に基づく判断基準及び配慮事項は情報量が多く難解で参照しにくい。

調達方針の改定に向けた対応 2

- ・購入実績と今後の購入の可能性を勘案し、品目の追加等の見直しを行う。
- ・他団体や国の資料を参考に判断基準を整理する。

調達方針の改定に向けた対応 3

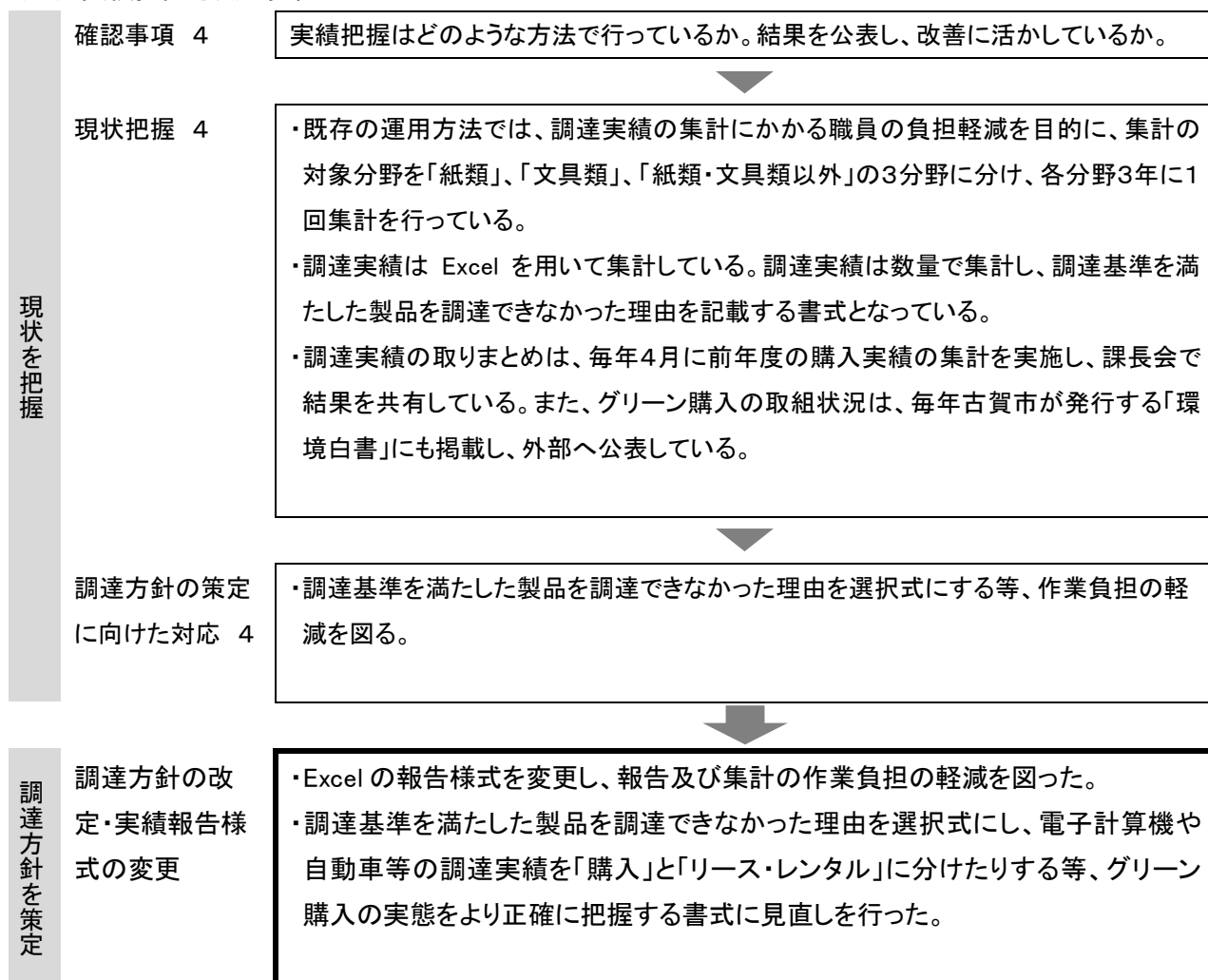
- ・判断基準の表記を簡潔にし、環境ラベルを調達基準に活用する。

調達方針を策定

ガイドラインの策定

- ・グリーン購入法特定調達品目のうち、古賀市のこれまでの調達実績や対象品目の拡大の可能性を検討し、20分野193品目へ拡大を行った。
- ・調達基準は、グリーン購入法への適合の他、環境ラベル等を用い、視覚的に判断しやすい内容に改定した。

### (3) 実績把握方法の見直し



#### 【参照した情報】

- ・グリーン購入の調達者の手引き（令和2年2月版）
- ・甲賀市グリーン購入調達方針
- ・新居浜市グリーン購入ガイドライン
- ・国立市グリーン購入基本方針・国立市グリーン購入推進ガイドライン
- ・足利市グリーン調達方針



## 6. 4. 関連資料

### 古賀市グリーン購入ガイドライン

#### I 古賀市グリーン購入基本方針

##### 1 背景

今日の地球温暖化問題や廃棄物問題などの環境問題を解決し、循環型社会を形成していくためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提としたライフスタイルや経済社会活動を見直し、生産と消費のあり方を、環境への負荷が少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが重要です。

このような変革は、生産者側の努力だけで成し遂げることが困難であり、環境への負荷が少ない製品やサービスを選択する消費者の行動も極めて重要です。

市は、地域における環境物品等の市場に大きな影響を与えることができる比較的規模の大きな消費者であるとともに、地域の環境保全に対して先導的な役割を担う立場にあることから、これまで、「古賀市環境保全実行計画」「古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、自ら率先して環境物品等の調達を推進することにより、積極的に環境物品等への需要の転換を図ってきたところですが、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)」及び古賀市公害防止等生活環境の保全に関する条例(以下「条例」という。)」に基づき、一層のグリーン購入の推進を図るため、本基本方針を定めま

##### 2 目的

この基本方針は、市がグリーン購入を積極的に推進することにより、日常業務から生じる環境への負荷の低減を図るとともに、市民、事業者等におけるグリーン購入を喚起し、環境物品等への需要の転換を図ることによって、持続的発展が可能な社会の形成に資するため、グリーン購入法第10条及び条例第20条第1項の規定に基づき、毎年度、環境物品等の調達方針を作成する際の基本的事項を定めるものです。

##### 3 定義

基本方針における定義は以下のとおり。

グリーン購入：製品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合に価格、品質、利便性、デザインだけでなく環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選択することをいう。

環境物品等：グリーン購入法第2条各号に規定する環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品、サービス(役務)等

調達推進品目：市が重点的にグリーン購入を推進する環境物品等の種類

判断基準：調達推進品目について、調達するための基準を定めたもの

適合環境物品等：判断基準に適合する環境物品等

##### 4 適用範囲

本方針によるグリーン購入は、市のすべての機関が行う物品の購入及びサービスの契約(以下「物品等」という。)をいい、消耗品及び備品の購入並びに物品の借上並びに印刷及び公共工事の発注とする。ただし、物品等以外についても、可能な限り本方針に基づくものとする。

##### 5 委託事業への適用

- (1)市の委託事業において受託事業者が物品等を調達する場合についても、この基本方針に沿ったグリーン購入を求めていくものとします。
- (2)(1)の実効性を確保するため、事業等を担当する市の各機関は、委託契約書の中にグリーン購入について規定するものとします。

##### 6 基本的な考え方

物品等の調達にあたっては、次に掲げる事項に留意し、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する。

環境省 大臣官房環境経済課 製品対策・グリーン契約推進係  
〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2 中央合同庁舎第 5 号館 25 階

TEL: 03-3581-3351 (内線 6258)

FAX: 03-3580-9568

E-mail: EK@env.go.jp

ホームページ:

・グリーン購入について

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

・環境配慮契約について

<http://www.env.go.jp/policy/ga/>